土木工事請負共通仕様書

共通編

2026 年 9 月

クリアウォーターOSAKA 株式会社

土木工事請負共通仕様書

（共通編）

この仕様書は、クリアウォーターOSAKA（株）が発注する土木工事に使用するものである。「工事請負共通仕様書（共通）（令和３年３月）＜令和５年９月＞一部改訂大阪市建設局」に準ずるものであり、また、本書に定めのないものについても同様とする。

土木工事請負共通仕様書（共通編）目次

第１章 総則..... １章-1

第１節 一般事項..... １章-1

共－１－１－１－１ 適用..... １章-1

共－１－１－１－２ 監督員..... １章-1

共－１－１－１－３ 用語の定義..... １章-2

共－１－１－１－４ 設計図書の照査等..... １章-4

共－１－１－１－５ 請負代金内訳書..... １章-5

共－１－１－１－６ 工程表..... １章-5

共－１－１－１－７ 施工計画書..... １章-5

共－１－１－１－８ コリンズへの登録..... １章-6

共－１－１－１－９ 工事用地等の使用..... １章-6

共－１－１－１－１０ 工事の着手..... １章-7

共－１－１－１－１１ 調査・試験に対する協力..... １章-7

共－１－１－１－１２ 設計図書の変更..... １章-7

共－１－１－１－１３ 工期変更..... １章-8

共－１－１－１－１４ 支給品..... １章-8

共－１－１－１－１５ 工事現場発生品..... １章-9

共－１－１－１－１６ 部分使用..... １章-9

共－１－１－１－１７ 履行報告..... １章-9

共－１－１－１－１８ 工事関係者に対する措置請求..... １章-10

共－１－１－１－１９ 後片付け..... １章-10

共－１－１－１－２０ 事故報告書..... １章-10

共－１－１－１－２１ 文化財の保護..... １章-10

共－１－１－１－２２ 諸法令等の遵守..... １章-10

共－１－１－１－２３ 官公庁等への手続等..... １章-13

共－１－１－１－２４ 電力、水道等..... １章-14

共－１－１－１－２５ 現場事務所..... １章-14

共－１－１－１－２６ 提出書類..... １章-14

共－１－１－１－２７ 不可抗力による損害..... １章-15

共－１－１－１－２８ 施設等の管理責任..... １章-15

共－１－１－１－２９ 特許権等..... １章-15

共－１－１－１－３０ 工事従事者の管理..... １章-16

共－１－１－１－３１ 保険の付保及び事故の補償..... １章-16

共－１－１－１－３２ 現地調査..... １章-17

共－１－１－１－３３ 臨機の措置..... １章-17
共－１－１－１－３４ 暴力団等の排除について..... １章-18
第２節 施工体制..... １章-18
共－１－１－２－１ 現場代理人及び主任技術者(または監理技術者)等..... １章-18
共－１－１－２－２ 工事の下請負..... １章-19
共－１－１－２－３ 施工体制台帳..... １章-20
共－１－１－２－４ 工事担当技術者台帳..... １章-20
共－１－１－２－５ 施工体制の確認..... １章-21
共－１－１－２－６ 受注者相互の協力..... １章-21
共－１－１－２－７ 工事の一時中止..... １章-21
第３節 施工管理..... １章-22
共－１－１－３－１ 建設副産物..... １章-22
共－１－１－３－２ 施工管理..... １章-23
共－１－１－３－３ 環境対策..... １章-24
共－１－１－３－４ 工事公害の防止..... １章-26
共－１－１－３－５ 車種規制非適合車の運行規制..... １章-26
共－１－１－３－６ 施工時期及び施工時間の変更..... １章-26
共－１－１－３－７ 工事測量..... １章-27
共－１－１－３－８ 仮設物等の管理..... １章-28
第４節 安全管理..... １章-28
共－１－１－４－１ 工事中の安全確保..... １章-28
共－１－１－４－２ 安全管理組織..... １章-31
共－１－１－４－３ 安全教育..... １章-31
共－１－１－４－４ 酸素欠乏症等防止対策..... １章-32
共－１－１－４－５ 緊急時の体制..... １章-32
共－１－１－４－６ 火災及び爆発の防止..... １章-32
共－１－１－４－７ 交通安全管理..... １章-33
第５節 工事検査及び工事請負代金等の請求..... １章-35
共－１－１－５－１ 工事検査に係る共通事項..... １章-35
共-１-１-５-２ 出来高図面の提出..... １章-35
共－１－１－５－３ 監督員による検査（確認を含む）及び立会..... １章-35
共－１－１－５－４ 工事完成検査..... １章-36
共－１－１－５－５ 指定部分の工事に係る完成検査..... １章-37
共－１－１－５－６ 部分払検査..... １章-38
共－１－１－５－７ 現場確認検査..... １章-38
共－１－１－５－８ 中間出来高検査..... １章-39

共－１－１－５－９ 工事請負代金等の請求 １章-39
第２章 工事材料 ２章-1
第１節 一般事項 ２章-1
共－１－２－１－１ 適用 ２章-1
共－１－２－１－２ 工事材料の品質及び検査（確認を含む） ２章-1
第２節 土木工事材料 ２章-2
共－１－２－２－１ 土 ２章-2
共－１－２－２－２ 石及び砂 ２章-3
共－１－２－２－３ 骨材 ２章-4
共－１－２－２－４ 木材 ２章-15
共－１－２－２－５ 鋼材 ２章-15
共－１－２－２－６ セメント及び混和材料 ２章-19
共－１－２－２－７ セメントコンクリート製品 ２章-24
共－１－２－２－８ 瀝青材料 ２章-25
共－１－２－２－９ 芝 〈掲載省略〉 ２章-31
共－１－２－２－１０ 目地材料 〈掲載省略〉 ２章-31
共－１－２－２－１１ 塗料 〈掲載省略〉 ２章-31
共－１－２－２－１２ 道路標識及び区画線 ２章-32
共－１－２－２－１３ その他 ２章-32
第３章 無筋・鉄筋コンクリート ３章-1
第１節 適用 ３章-1
第２節 適用すべき諸基準 ３章-1
第３節 レディーミクストコンクリート ３章-2
共－１－３－３－１ 一般事項 ３章-2
共－１－３－３－２ 工場の選定 ３章-2
共－１－３－３－３ 配合 ３章-3
第４節 コンクリートミキサー船 〈掲載省略〉 ３章-4
第５節 現場練りコンクリート ３章-4
共－１－３－５－１ 一般事項 ３章-4
共－１－３－５－２ 材料の貯蔵 ３章-4
共－１－３－５－３ 配合 ３章-4
共－１－３－５－４ 材料の計量及び練混ぜ ３章-5
第６節 運搬・打設 ３章-7
共－１－３－６－１ 一般事項 ３章-7
共－１－３－６－２ 準備 ３章-7
共－１－３－６－３ 運搬 ３章-7

共－１－３－６－４ 打設 ３章-7
共－１－３－６－５ 締固め ３章-8
共－１－３－６－６ 沈下ひびわれに対する処置 〈掲載省略〉 ３章-8
共－１－３－６－７ 打継目 ３章-8
共－１－３－６－８ 表面仕上げ ３章-8
共－１－３－６－９ 養生 ３章-9
第７節 鉄筋工 〈掲載省略〉 ３章-9
第８節 型枠・支保 ３章-10
共－１－３－８－１ 一般事項 ３章-10
共－１－３－８－２ 構造 ３章-10
共－１－３－８－３ 組立て ３章-10
共－１－３－８－４ 取り外し ３章-10
第９節 暑中コンクリート ３章-11
共－１－３－９－１ 一般事項 ３章-11
共－１－３－９－２ 施工 ３章-11
共－１－３－９－３ 養生 ３章-12
第１０節 寒中コンクリート ３章-12
共－１－３－１０－１ 一般事項 ３章-12
共－１－３－１０－２ 施工 ３章-12
共－１－３－１０－３ 養生 ３章-13
第１１節 マスコンクリート 〈掲載省略〉 ３章-14
第１２節 水中コンクリート 〈掲載省略〉 ３章-14
第１３節 水中不分離性コンクリート 〈掲載省略〉 ３章-14
第１４節 プレパックドコンクリート 〈掲載省略〉 ３章-14
第１５節 袋詰コンクリート 〈掲載省略〉 ３章-14
第１６節 超速硬コンクリート 〈掲載省略〉 ３章-14

第１章 総則

第１節 一般事項

共－１－１－１－１ 適用

１　土木工事請負共通仕様書（共通編）及び土木工事請負共通仕様書（工事編）に掲げる工事仕様基準類（図集含む。）（これらを総称して以下「共通仕様書」という。）は、クリアウォーターOSAKA 株式会社（以下「当会社」という。）が請負契約により施行する工事（以下「工事」という。）に適用する。

２　共通仕様書は、工事に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

３　受注者は、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守するとともに、諸法令等（設計図書に定める通達・指針類を含む。）に定められている各種の責任者、作業主任者、または技術者等が所定の業務に従事するよう管理しなければならない。

４　契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事内訳若しくは工事数量総括表に記載された事項は、共通仕様書より優先する。

５　特記仕様書、図面、工事内訳若しくは工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

６　設計図書は、ＳＩ単位を使用する。ＳＩ単位については、ＳＩ単位と非ＳＩ単位が併記されている場合は（ ）内を非ＳＩ単位とする。

７　工事の検査には、当会社の定める「土木工事請負等検査要領」を適用する。

共－１－１－１－２ 監督員

１　発注者は、工事における監督員を定め、氏名については当該監督所管から受注者に通知するものとする。

２　受注者には、主として補助監督員及び監督補助者（監督担当員）が対応する。

３　当該工事における監督員の権限は、契約書第 11 条第２項に規定した事項である。

また、補助監督員及び監督補助者（監督担当員）も同様の権限を有するものであり、受注者は指示等を受けた場合は、これに従わなければならない。

４　監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合及びその他の理由により監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

共－１－１－１－３ 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

１ 「発注者」とは、クリアウォーターOSAKA 株式会社をいう。

２ 「受注者」とは、工事の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。

３ 「監督員」とは、契約書第 11 条第１項に基づき、発注者が定める当会社の監督員、補助監督員、監督補助者（監督担当員）を総称していう。

（１）監督員とは、補助監督員及び監督補助者（監督担当員）の指揮監督並びに工事監督業務の掌理を行う者をいう。

（２）補助監督員とは、監督補助者（監督担当員）の指揮監督並びに工事監督業務の掌理を行う者をいう。

（３）監督補助者（監督担当員）とは、工事監督業務を行う者をいう。

４ 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

５ 「設計図書」とは、仕様書、工事設計書（図面及び工事内訳（各号明細書、各種数量計算書及び代価表を含む。）若しくは工事数量総括表などを含む。）及びこれらに対する質問回答書をいう。

６ 「仕様書」とは、共通仕様書と工事毎に規定される特記仕様書を総称していう。

７ 「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

８ 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細、または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。

９ 「質問回答書」とは、工事の入札参加者からの契約条件等への質問に対して、発注者が回答する書面、または当会社電子入札システム（設計図書等に対する質問・回答）にて回答する情報をいう。

10 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更、または追加された設計図等をいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

11 「工事内訳若しくは工事数量総括表」とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

12 「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

13 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が、書面により同意することをいう。

14 「協議」とは、契約図書の協議事項について、発注者若しくは監督員と受注者が対等の立場で書面により合議し、結論を得ることをいう。

15 「提出」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事に係わる書面、またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

16 「提示」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事に係わる書面及びその他の資料を示し、説明することをいう。

17 「報告」とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。

18 「通知」とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

19 「書面」とは、発行年月日を記載した手書き、印刷、電子ファイル等の以下のいずれかを満たす伝達物をいう。

ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリまたはＥメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

（1）監督員若しくは受注者の署名若しくは押印したもの。

（2）発注者若しくは監督員の文書番号を記載したもの。

20 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

21 「立会」とは、契約図書に示された項目を監督員が臨場し、内容を確認することをいう。

22 「受理」とは、契約図書に基づき、監督員、受注者が相互に提出された書類を受け取り、内容を把握することをいう。

23 「了解」とは、受注者が監督員の指示を理解して聞き入れることをいう。

24 「届出」とは、受注者が監督員に対し、工事に関する事項について書面をもって届け出ることをいう。

25 「検査員」とは、契約書第 34 条第２項の規定に基づき、工事検査、現場確認検査及び中間出来高検査を行うために発注者が定めた者をいう。

26 「工事検査」とは、検査員が契約書第 34 条、第 41 条、第 42 条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

27 「現場確認検査」とは、工事検査で確認を行うことが困難な内容について、受注者の請求等に基づき、検査員が工事検査に先立って出来形及び管理状況等の確認を行うことをいう。

28 「中間出来高検査」とは、当会社の定める土木工事請負中間出来高検査細則に基づき、検査員が工事の施工途中で出来形及び管理状況の確認を行うことをいう。ただし、工事請負代金の支払いは伴わない。

29 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質、または特記仕様書に指定がない場合は監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、若しくは監督員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は受注者の負担とする。

30 「現場納入」とは、監督員が承諾、または設計図書で指定する工事現場の当該箇所に受注者が資器材及び機器類を納めることをいう。

ただし、機器類にあっては、その作動が確認できなければならない。

31 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めて契約書に記載した着工期日から完成期限までの期間をいう。

32 「工事開始日」とは、前項に規定する着工期日、または設計図書において規定する着工期日をいう。

33 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設、工事、現場測量、または監督員が承諾した行為）の着手初日をいい、詳細設計を含む工事にあっては詳細設計の開始日をいう。

34 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。

35 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

36 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要となるものをいう。

37 「工事区域」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地、または水面の区域をいう。

38 「工事現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書等で明確に指定される場所をいう。

39 「ＳＩ」とは、国際単位系をいう。

40 「現場発生品」とは、工事の施工により工事現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

41 「ＪＩＳ規格」とは、日本産業規格をいう。

42 「ＪＳＷＡＳ規格」とは、日本下水道協会規格をいう。

共－１－１－１－４ 設計図書の照査等

１　受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図、または複写した図面等（電子情報を含む。）を貸与することができる。

ただし、共通仕様書等公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

２　受注者は、工事費見積りにあたって、設計図書を吟味するとともに工事現場を十分調査して工事内容を理解しておかなければならない。

3　受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 20 条第１項第１号から第５号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、工事現場地形図、設計図との対比図、取合図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は、監督員から更に詳細な説明、または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

4　受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

共－１－１－１－５ 請負代金内訳書

1　受注者は、契約書第４条に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を設計図書の工事内訳若しくは工事数量総括表に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。

また、契約の変更についても同様とする。

内訳書は、土木工事請負共通仕様書（共通編）添付資料（以下「添付資料」という。）により作成するものとする。

2　監督員または発注者は、内訳書の内容に関し受注者の説明を受けることができるものとする。

ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。

共－１－１－１－６ 工程表

受注者は、契約書第４条に規定する工程表を所定様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

ただし、工程は契約書に明記した完成期限までに工事目的物を発注者に引渡すものでなければならない。

共－１－１－１－７ 施工計画書

1　受注者は、現場施工する 15 日前までに工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に設計図書に定める事項を記載しなければならない。

また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合は、追記するものとする。

ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

2　受注者は、施工計画の立案にあたっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等工

事区域の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。

3　受注者は、道路排水施設、河川、下水道施設に仮締切施設等を設置する場合は、施工について監督員と協議のうえ、その施工手順（撤去を含む。）及び維持管理・点検方法を施工計画書に記載しなければならない。

4　受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならい。

5　受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

共－１－１－１－８ コリンズへの登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が(税込) 500 万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、この登録に係る発注機関名はクリアウォーターOSAKA 株式会社とする。

登録対象は、工事請負代金額が 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

共－１－１－１－９ 工事用地等の使用

1　受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等について、必要な届出を行うとともに適正に維持・管理を行うものとし、目的外に使用してはならない。

2　受注者は、第１項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め、または監督員の指示に従い復旧のうえ、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。

3　設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地は、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠、または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに借地等をいう。

4　受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用、または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情、または紛争が生じないように努めなければならない。

5　発注者は、第1項に規定した工事用地等について、受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除する。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

共－１－１－１－１０ 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める着工期日以降 30 日以内に着手しなければならない。

また、契約締結後 21 日以内に工事着手通知書を監督員に提出しなければならない。

共－１－１－１－１１ 調査・試験に対する協力

1　受注者は、発注者が自ら、または発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

2　受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合は、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。

また、調査・試験等の成果を発表する場合は、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

共－１－１－１－１２ 設計図書の変更

1　設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

2　受注者は、契約書第 20 条第 1 項に規定する確認を請求した結果、設計図書の訂正、または変更が必要となる場合は、所定様式による設計変更協議書、設計変更履歴一覧表に関係図面、数量計算書を添付した書類（以下「設計変更協議書類」という。）を作成し、監督員に提出しなければならない。

3　監督員は、契約書第 20 条第 4 項に規定する設計図書の訂正または変更、契約書第 21 条に規定する設計図書の変更、契約書第 33 条第 1 項に規定する請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行う必要がある場合は、設計変更実施指示書により受注者に通知を行うものとする。

4　前項の設計変更実施指示書を受けた受注者は、設計変更承諾書を所定様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

共－１－１－１－１３ 工期変更

1　契約書第 17 条第７項、第 19 条第１項、第 20 条第５項、第 21 条、第 22 条第３項、第 24 条及び第 43 条第２項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 26 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で事前に確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

ただし、監督員から請求があった場合、受注者は事前協議に第２項に規定する変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を提出しなければならない。

2　受注者は、前項に規定する事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 26 条第２項に定める協議開始の日までに工期変更協議書を所定様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

3　受注者は、契約書第 25 条第１項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 26 条第２項に定める協議開始の日までに工期変更協議書を所定様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

共－１－１－１－１４ 支給品

1　受注者は、支給品（材料を含む。以下同じ。）を受けた場合は、適正に管理しなければならない。

2　受注者は、契約書第 17 条第１項の規定に基づき、支給品を受ける場合は、品名、数量、品質、規格、または性能を記した支給品要求書若しくは工事材料伝票を所定様式により作成し、その使用予定日の 14 日前までに監督員に提出しなければならない。

また、支給品を受領する場合、支給品受領書を所定様式により作成のうえ、同様に提出しなければならない。

3　契約書第 17 条第１項に規定する支給品の引渡場所及び引渡時期については、設計図書の定め、または監督員の指示によるものとする。

4　受注者は、支給品の使用及び保管の状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高数を明らかにしておかなければならない。

5　受注者は、工事完成日（完成前にあっても工事工程上支給品の精算が行えるものについては、その時点）までに、支給品精算書を所定様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

6　受注者は、契約書第 17 条第９項に規定する不用となった支給品の返還については、返還書を所定様式により作成のうえ監督員に提出し、その指示に従うものとする。

なお、受注者は、返還が完了するまで支給品の損失（紛失、盗難、変質あるいは破損等をいう。）に対する責任を免れることはできない。

7　受注者は、支給品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。

8　受注者は、支給品を他の工事に流用してはならない。

9　支給品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

共－１－１－１－１５ 工事現場発生品

1　受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2　受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

共－１－１－１－１６ 部分使用

1　発注者は、受注者の同意を得て工事目的物の全部、または一部を部分使用できるものとする。

2　受注者は、発注者が契約書第36条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、「共－１－１－５－７現場確認検査」、または「共－１－１－５－３監督員による検査（確認を含む。）及び立会」を受けるものとする。

共－１－１－１－１７ 履行報告

1　受注者は、契約書第13条の規定に基づき、工事履行報告書を所定様式により作成し、工事契約締結後21日以内に予定工程と工事進捗予定（金額ベース）を記載したものを監督員に提出しなければならない。

また、工期が終了するまでの間、毎月15日までに実施工程に進捗状況を記載したものを提出し、契約変更時に予定工程の変更が必要な場合は、工事履行報告書にある予定工程欄に変更前後の工程が分かるよう変更工程（金額ベースの変更を含む。）に［］を付けて記載し、監督員に提出しなければならない。

2　工事履行報告書提出に際して、発注者が報告書の内容確認のために、数量や工事工程写真など工事進捗状況を確認するための書類の提出を求めた場合は、受注者は速やかに必要書類を提出しなければならない。

共－１－１－１－１８ 工事関係者に対する措置請求

１　発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　発注者若しくは監督員は、主任技術者（または監理技術者等）及び専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

共－１－１－１－１９ 後片付け

受注者は、工事の全部、または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、工事現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除くとともに、工事検査等に必要な足場、はしご、安全施設類等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去しなければならない。

共－１－１－１－２０ 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡及び通知するとともに、共通仕様書添付資料（以下「添付資料」）「28 事故報告書」を作成し、指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、その後における工事の施工中の安全が確保されるための措置について、当会社の承諾を得た後、工事の施工を再開しなければならない。

共－１－１－１－２１ 文化財の保護

１ 受注者は、工事の施工において文化財の保護に十分注意し、工事従事者（下請業者またはその代理人若しくはその作業員他これに準ずる者。）に文化財の重要性を十分認識させ、その保護に努めなければならない。工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を一時中止し、監督員に報告し、その指示に従わなければならない。

２ 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有する。

共－１－１－１－２２ 諸法令等の遵守

１ 受注者は、当該工事に関する諸法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、以下に示す法令等は、改正された最新のものを適用運用しなければならない。

（１）建設業法

（２）下請代金支払遅延等防止法

（３）労働基準法

（４）労働安全衛生法

（５）作業環境測定法

（６）じん肺法

（７）雇用保険法

（８）労働者災害補償保険法

（９） 健康保健法

(10) 中小企業退職金共済法

(11) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律

(12) 出入国管理及び難民認定法

(13) 道路法

(14) 道路交通法

(15) 道路運送法

(16) 道路運送車両法

(17) 河川法

(18) 海岸法

(19) 港湾法

(20) 港則法

(21) 漁港漁場整備法

(22) 下水道法

(23) 公有水面埋立法

(24) 軌道法

(25) 環境基本法

(26) 大気汚染防止法

(27) 騒音規制法

(28) 水質汚濁防止法

(29) 振動規制法

(30) 廃棄物処理及び清掃に関する法律

(31) 文化財保護法

(32) 砂利採取法

(33) 電気事業法

(34) 消防法

(35) 測量法

(36) 建築基準法

(37) 都市公園法

(38) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(39) 土壌汚染対策法

(40) 駐車場法

(41) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

(42) 河川法施行法

(43) 技術士法

(44) 資源の有効な利用の促進に関する法律

(45) 著作権法

(46) 電波法

(47) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

(48) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

(49) 公共工事の品質確保の促進に関する法律

(50) 警備業法

(51) ガス事業法

(52) 電気通信事業法

(53) 職業安定法

(54) 石綿による健康被害の救済に関する法律

(55) 最低賃金法

(56) 都市計画法

(57) 水道法

(58) ダイオキシン類対策特別措置法

(59) 悪臭防止法

(60) エネルギーの使用の合理化に関する法律

(61) 火薬類取締法

(62) 製造物責任法

(63) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

(64) 農薬取締法

(65) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

（66）高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律

（67）大阪府生活環境の保全等に関する条例

（68）大阪市条例及び規則

2　受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。

3　受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について、当該法律を遵守しなければならない。

なお、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるため、やむを得ず限度超過車両を通行させる場合は、道路法第 47 条の二による許可を事前に道路管理者の許可を得るものとする。

4　受注者は、諸法令等を遵守し、これに違反した場合発生する責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

5　受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第１項の諸法令等に照らし不適当である、或いは矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督員に報告し、その確認を請求しなければならない。

共－１－１－１－２３ 官公庁等への手続等

1　受注者は、工事の施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例、または設計図書の定めにより実施しなければならない。

2　受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。ただし、関係官公庁及びその他の関係機関に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、随時監督員に報告しなければならない。

3　受注者は、前項に規定する届出等の実施にあたっては、その内容を記載した書面により事前に監督員に報告しなければならない。

4　受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その写しを監督員に提出しなければならない。

5　受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守しなければならない。ただし、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

6　受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

7　受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

8　受注者は、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を行う場合は、自らの責任において行うものとする。これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前に報告しなければならない。

9　受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう書面（議事録等の作成を含む。）等で明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

共－１－１－１－２４ 電力、水道等

1　受注者は、工事に使用する電力設備及び電力料金を負担しなければならない。

2　電力設備の設置並びに維持管理にあたっては、「電気設備に関する技術基準を定める省令」の規定によるものとする。

3　受注者は、工事に使用する水道設備及び水道料金を負担しなければならない。

4　受注者は、下水処理場、抽水所（ポンプ場）構内の工事で水道並びに工業用水道を使用する場合は、分岐点に量水器（元弁を含む。）を取り付け、「使用量報告書」を作成し、監督員に提出しなければならない。

5　受注者は、前項に係る水道料金を発注者の請求により支払わなければならない。

共－１－１－１－２５ 現場事務所

1　受注者は、現場事務所、休憩所及び仮設トイレ等の設置にあたり、それに係る営繕を適切に行わなければならない。

2　受注者は、仮設現場事務所を設置する場合、建築基準法を遵守のうえ、自らの責任において設置しなければならない。ただし、監督員から設置関係書類の提示を請求された場合は、これに従うものとする。

3　受注者は、監督員詰所を設置する場合、設置場所及び設備等を記載した計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

共－１－１－１－２６ 提出書類

1　受注者は、必要な関係書類を設計図書に定める様式に基づき作成し、指定期日までに提出しなければならない。なお、提出書類の用紙サイズは、発注者交付用紙、または監督員が指示する場合を除き、日本標準規格紙（A判）の規格寸法によるものとする。

2　契約書第１条第５項の規定による書面は、契約図書の定め、または発注者若しくは監督員の指示等がある場合を除き、所定様式の工事打合せ簿によるものとする。

3　受注者は、工事の施工に必要な関係書類（工事打合せ簿及びその他会議・打合せ等の議事録の速やかな作成を含む。）を常に整備し、監督員の指示するものについてはその期日までに提出しなければならない。

4　受注者が、監督員若しくは発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。

　ただし、監督員若しくは発注者がその様式を指示した場合はこれに従わなければならない。

5　受注者は、書類の提出、または提示を監督員が請求した場合はこれに従わなければならない。

　また、提出等書類（監督員からの返還書類を含む。）は一括して保管しておくものとする。

共－１－１－１－２７ 不可抗力による損害

1　受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 32 条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに監督員に連絡及び通知するものとする。

2　契約書第 32 条第１項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波に起因する場合、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも影響を及ぼしたと認められる場合をいう。

3　契約書第 32 条第２項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 29 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

共－１－１－１－２８ 施設等の管理責任

1　工事により完成した施設等は、検査によって工事の完成を確認した後であっても引渡しが完了するまで受注者の責任により管理するものとする。

2　同一の工事現場で２社以上の受注者が同時に施工する場合は、これらの受注者は相互に協力し、工事により完成した施設等を管理しなければならない。

3　受注者は、前２項に規定する管理範囲、または工事の施工・作業占用範囲に発注者の供用等施設がある場合、発注者の当該管理行為を妨げないものとする。当該管理行為にかかる受注者への指示は、原則として監督員が行うものとし、緊急を要する場合はこの限りでない。

共－１－１－１－２９ 特許権等

1　受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第 10 条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。

2　受注者は、業務の遂行により発明、または考案したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。

3　発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

　なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除、または編集して利用することができる。

共－１－１－１－３０ 工事従事者の管理

1　受注者は、工事従事者（下請業者またはその代理人若しくはその作業員他これに準ずる者を含む。以下同じ。）の雇用形態、賃金の支払い状況、宿舎環境等を十分把握し、適正な労働条件を確認しなければならない。

2　受注者は、工事従事者に対し、適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

3　受注者は、工事従事者が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

4　受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合は、直ちに監督員及び関係機関へ通知し、その指示を受けるものとする。

共－１－１－１－３１ 保険の付保及び事故の補償

1　受注者は、火災保険、自動車保険、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、その他の損害保険等に加入・付保しなければならない。ただし、保険等に付すべき対象は、次の各号に掲げるところによるものとする。

（1）保険対象は、請負契約の対象となっている工事全体とする。

（2）被保険者は、発注者、受注者及び工事従事者とする。

（3）保険金額は、請負代金全額とし、支給品及び貸与品がある場合はその金額を加えるものとする。

（4）保険期間は、工事着手のときから工事目的物の引渡しまでの期間とする。

（5）その他設計図書に定める事項

2　受注者は、残存爆発物があると予測される区域で、工事に従事する陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める傷害保険及び動産総合保険を加入・付保しなければならない。

3　受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、工事従事者が、これらの該当する保険に加入していることを確認しておかなければならない。

4　受注者は、工事従事者の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

5　受注者は、労災保険加入証明願（所定様式、または労働基準監督署指定様式による。）を契約締結後 21 日以内に、発注者に提出しなければならない。工期を延期する場合は、その契約変更後 10 日以内に同様に提出しなければならない。

6　受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、工事請負代金額 2,000 万円以上の工事について、共済証紙購入枚数説明書（掛金収納書(発注者用)を含

む。）を所定様式により作成し、工事請負契約締結後１か月以内に、監督員に提出しなければならない。契約変更時及びその他事後購入時についても、変更後 10 日以内に、監督員に提出しなければならない。

また、共済証紙を購入しない場合についても、その理由を記入した共済証紙購入枚数説明書を監督員に提出しなければならない。

7　受注者は、前項に規定する工事について、共済証紙の受け払い状況を明らかにした帳簿（前項に規定する共済制度に該当する下請業者の同帳簿の写しを含む。）を備え付けるものとし、監督員の請求がある場合、また工事検査時に当該帳簿（写し可）を提示しなければならない。

8　第６項に規定する受注者は、工事完成日までに、共済証紙購入・貼付枚数最終報告書及び建設業退職金共済制度加入調査票を所定様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

共－１－１－１－３２ 現地調査

受注者は、工事を安全かつ迅速に進めるために、工事着手に先立ち、次の各号に掲げる監督員が指示する必要な調査を実施し、その結果を工事に反映させなければならない。なお、監督員の請求があった場合は、速やかに「調査結果報告書」を提出しなければならない。

１　沿道調査

沿道家屋等の出入口の状態（車の出入口、将来計画の有無、出入口の位置や幅並びに工事計画道路高さとの高低差）並びにその使用実態を調査しなければならない。

２　地上物件調査

工事の施工に関係する電柱、電線、信号機、人孔、道路標識、路面標示等の物件並びにその他の路上施設、不法占用物件等を調査し、位置と高さを平面図に記入しておかなければならない。

３　写真撮影

現地調査に伴う写真撮影は、工事名称、場所、目的、寸法等を記入した黒板（電子黒板含む）を添えて撮影しなければならない。

共－１－１－１－３３ 臨機の措置

１　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。

２　監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的、または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・

出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

共－１－１－１－３４ 暴力団等の排除について

１　暴力団等の排除については、当会社ホームページ（入札＞契約関連＞契約書）に掲載の「暴力団等の排除に関する特約条項」によるものとする。

２　前項の特約条項第 2 項に規定する誓約書の様式は、同ホームページに掲載のものによるものとする。

第２節 施工体制

共－１－１－２－１ 現場代理人及び主任技術者(または監理技術者)等

１　受注者は、工事着手通知書並びに契約書第 12 条の規定に基づく現場代理人、主任技術者（または監理技術者、監理技術者補佐）及び専門技術者（設計図書に定める有資格者を含む。以下同じ。）（これらを総称して以下「現場代理人等」という。）について「現場代理人及び主任技術者 監理技術者 監理技術者補佐 専門技術者 通知書」を所定様式により作成し、請負契約締結後 21 日以内に監督員に提出しなければならない。

また、現場代理人等を変更したときは、その理由を付し同様に提出（変更が生じた日から 10 日以内）しなければならない。

２　前項に規定する現場代理人については、受注者の直接的な雇用関係にある自社社員であるとともに、かつ工事現場の運営、取締りが行える知識と経験を有する者を受注者は選任し、他の工事（この場合において、建設業法に規定される建設工事を含む。）に従事させてはならない（関連工事における随意契約を除く）。また、営業所に置かれる経営業務の管理責任者、営業所に置く専任の技術者でないものとする。

なお、直接的な雇用関係とは、現場代理人とその所属受注者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。従って、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。

３　受注者は、発注者が前項に規定する雇用関係を確認するため、現場代理人について「経歴書」及び「受注者に所属することを証する書面」届出書（下記に示す公的に雇用関係を証する書類のいずれかの写しを添付する。以下同じ。）を所定様式により作成し、請負契約締結後 21 日以内に監督員に提出しなければならない。また、現場代理人を変更したときも同様に提出（変更が生じた日から 10 日以内）しなければならない。

・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
・市区町村が作成する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）
・監理技術者資格者証

4　受注者は、第１項に規定する主任技術者及び専門技術者（以下「主任技術者等」という。）について、「経歴書」及び「受注者に所属することを証する書面」届出書を所定様式により作成し、請負契約締結後 21 日以内に監督員に提出しなければならない。

また、主任技術者等を変更したときも同様に提出（変更が生じた日から 10 日以内）しなければならない。

5　受注者は、第１項に規定する監理技術者について、経歴書及び「監理技術者資格者証」「監理技術者講習修了証」届出書を所定様式により作成し、請負契約締結後 21 日以内に監督員に提出しなければならない。また、監理技術者を変更したときも同様に提出（変更が生じた日から 10 日以内）しなければならない。

6　元請の監理技術者に関し、これを補佐する者（これを監理技術者補佐という。）を置く場合は、元請の監理技術者の複数現場の兼任を容認する。

なお、兼任する監理技術者は「特例監理技術者」という。

ただし、次に示す工事については、特例管理技術者の配置を認めないものとする。

（１） 総合評価方式高度技術提案型方式により入札を行う工事
（２） 低入札価格調査制度適応工事（6 億円超）
（３） 維持工事（通年維持工事等の会社機能の維持に不可欠な工事）

また、兼任できる工事件数は 2 件とし、兼任できる工事の範囲は大阪市内で施工を行う当会社発注工事とする。

7　監理技術者補佐の要件は、一級施工管理技士補または一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者とする。

8　受注者は、契約書第 12 条第２項の規定に基づき、現場代理人を工事現場に常駐させてその運営、取締りを行わせ、工事現場の管理にあたらせなければならない。この場合において、工事現場に常駐とは、特別の理由がある場合を除き常に施工作業中の当該工事現場に滞在していることをいう。

ただし、契約書第 12 条３項の規定による場合は、この限りでない。

9　発注者は、第３項から第５項に規定する現場代理人等の雇用関係が確認できない場合及び疑義がある場合は、契約解除、指名停止等の措置を行うものとする。

共－１－１－２－２ 工事の下請負

1　受注者は、契約書第 7 条の規定に基づき、工事を一括して、他人、または建設業を営む者等の第三者（以下「下請業者」という。）に請け負わせてはならない。

2　受注者は、工事を下請負に付する場合には、契約書第 8 条の規定に基づき下請負契約通知書を所定様式により作成し、下請契約締結後 10 日以内に監督員に提出しなければならない。また、下請業者（二次以降全ての下請業者を含む。以下同じ。）を変更したときは、その理由を付し同様に提出（変更が生じた日から 10 日以内）しなければならない。

3　受注者は、工事を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（1）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

（2）下請業者は、建設業法に違反する者であってはならない。

（3）下請業者が当会社競争入札参加資格停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間中でないこと。

（4）下請業者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

（5）受注者は、下請業者が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導を行うとともに、建設業法令遵守ガイドライン（国土交通省）に基づき、下請業者との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図らなければならない。

4　受注者は、発注者または監督員及び官公署等からの指示事項等を受けた場合は、全ての下請業者に周知しなければならない。

5　発注者と本契約を締結した受注者は、全ての次数の下請負人（建設事業者に限る）の社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。の加入状況を確認するとともに作業員名簿（氏名、生年月日、年齢、社会保険の加入状況等）の作成し、発注者に提出しなければならない。

共－1－1－2－3 施工体制台帳

1　受注者は、下請負契約を締結した場合、建設業法第 24 条の 7 の定めに基づき、施工体制台帳を所定様式により作成し、工事現場に備えるとともに、下請負契約締結後 10 日以内に入札契約適正化法第 15 条第 2 項の定めに基づき写しを監督員に提出しなければならない。

2　受注者は、前項に規定する施工体制台帳に建設業法施行規則に定められる添付書類を添付しなければならない。

3　第 1 項の受注者は、建設業法第 24 条の 7 の定めに基づき、各下請業者の施工の分担関係を表示した施工体系図を所定様式により作成し、入札契約適正化法第 15 条第 1 項の定めに基づき、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、下請契約締結後 10 日以内に監督員に提出しなければならない。

4　第 1 項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度に監督員に提出（変更が生じた日から 10 日以内）しなければならない。

共－1－1－2－4 工事担当技術者台帳

受注者は、下請負契約の有無及び請負代金額に関わらず、工事に配置する現場代理人、監理技術者、監理技術補佐、主任技術者（下請業者を含む。）及び専門技術者（これらを総称して以下「配置技術者等」という。）の氏名、所属会社名、担当工事内容を記載し、顔写真（カラー印刷で顔の判別及び本人確認ができるもの。）を添付した工事担当技術者台帳を所定様式により作成し、下請契約締結後 10 日以内に監督員に提出しなければならない。

配置技術者等及び下請業者に変更が生じた場合は、その都度、同様に提出（変更が生じた日から 10 日以内）しなければならない。

共－１－１－２－５ 施工体制の確認

受注者は、下請負契約の請負代金額に関わらず、配置技術者等の設置状況その他工事現場の施工体制が、施工体制台帳、施工体系図、工事担当技術者台帳及びその他の提出書類の記載に合致しているかどうかの確認を監督員から求められたときは、これに応じなければならない。

共－１－１－２－６ 受注者相互の協力

受注者は、契約書第３条の規定に基づき、隣接工事または関連工事の受注者（以下「受注業者」という。）と相互に協力し、工事を円滑、かつ安全に施工しなければならない。なお、受注業者との打合せ事項等は関係資料を添えて、監督員に提出しなければならない。

また、受注業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

共－１－１－２－７ 工事の一時中止

１　発注者は、契約書第 22 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部、または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的、または人為的な事象による工事の中断については、「共－１－１－１－33 臨機の措置」の規定により、受注者は、適切に対応しなければならない。

（１）　埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の継続が不適当または不可能となった場合

（２）　関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の継続を不適当と認めた場合

（３）　工事着手後、環境問題等の発生により工事の継続が不適当または不可能となった場合

（４）　第三者、受注者、工事従事者及び監督員の安全のため必要があると認める場合

２　発注者は、受注者が契約図書に違反し、または監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。

３　前２項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を作成のうえ、監督員の承諾を得るものとする。
また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならい。

第３節 施工管理

共－１－１－３－１ 建設副産物

１　受注者は、工事の施工にあたり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「大阪市建設リサイクルガイドライン」の記載事項を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

なお、本ガイドラインは大阪市建設局ホームページを参照する。

２　受注者は、建設副産物対策として、発生抑制を考慮した工法・資材の採用、処理方法に応じた分別の徹底、破砕・脱水・乾燥等による減量化に努めなければならない。

３　受注者は、産業廃棄物の適正処理を計画的かつ効率的に行うものとし、工事現場から発生する産業廃棄物の処理計画について、種類毎の発生量と分別・保管・運搬・中間処理・最終処分等の方法を施工計画書に記載しなければならない。

４　受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書の定めによるものとする。

設計図書に定めがない場合には、監督員と協議し承諾を得なければならない。

５　受注者は、建設副産物適正処理推進要綱、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成３年 10 月 25 日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドラインを遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

６　受注者は、建設副産物の搬出にあたり、次の各号に掲げるところにより適宜確認し、適正に処理するものとする。

（１）　夢洲基地に搬入指定の建設発生土について、設計図書の定め若しくは「陸上輸送により夢洲基地へ搬入する陸上土砂の取扱要領」に基づき処理しなければならない。
また、土砂搬入許可証等の運用を照合するとともに、毎月一回その運用実績を所定様式により作成し、発生土計量伝票を添付のうえ、監督員に提出しなければならない。

（２）　再資源化施設等、最終処分場に搬入する建設発生土及び産業廃棄物を処理する前に、委託契約書（搬出事業者、収集・運搬業者、中間処理または最終処分業者との契約書）の写し及び収集・運搬業者、中間処理、または最終処分業者の許可証の写しを施工計画書に添付しなければならない。

（３）　産業廃棄物について、産業廃棄物管理票（電子又は紙マニフェスト）により、処理実績を照合確認するとともに、毎月一回、建設系廃棄物搬入集計表を所定様式により作成し、紙マニフェストの場合はその写し、電子マニフェストの場合は受渡確認表を添付のうえ、監督員に提出しなければならない。

（４）　監督員が確認後に返還した（１）に規定する発生土計量伝票は、整理保管のうえ、工事検査時、現場確認検査時及び中間出来高検査時、または監督員の指示がある場合に提出しなければならない。

（５） 受注者は、工事の施工に伴って発生する有価物（スクラップ等）の処理については設計図書の定めによるものとし、有価物調書を所定様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

7　受注者は、請負代金額が一定額（100 万円）以上の場合、特定建設資材（加熱アスファルト混合物等）または土砂、砕石等、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を所定様式により作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

8　受注者は、請負代金額が一定額（100 万円）以上の場合、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊など)、建設廃棄物（その他がれき類、建設発生木材、建設汚泥（泥水を含む。)、建設混合廃棄物、金属くず、廃塩化ビニル管、廃プラスチック、廃石膏ボード、紙くず、アスベストなど）または建設発生土を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を所定様式により作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

9　受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、作成した再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。再生資源利用（促進）計画の工事現場掲示様式については、国土交通省のホームページに掲載の様式を使用するものとする。

10　受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、前２項の工事現場搬入及び工事現場搬出が完了した後、速やかに実施状況を記録した再資源化等報告書、再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）を所定様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

共－１－１－３－２ 施工管理

1　受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書の定めに適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

2　受注者は、工事期間中、工事現場内の整理整頓及び周辺の美化に努めなければならない。

3　受注者は、施工に先立ち工事現場、または その周辺の一般通行人等公衆の見易い場所に、工事名称、工事内容、工期、発注者名、受注者名を記載した標示板及び諸法令等に定める各標識（建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識を含む。添付資料「31 建設業の許可票及び労災保険関係成立票などの現場設置事例」を参照。）を設置し、工事現場施工完了毎、交通規制（工事に伴う道路占用をいう。）解除毎、または監督員の指示がある場合はその都度、速やかに標示板等を撤去しなければならない。

ただし、標示板等の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。

4　受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ通知し、その

対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

5　受注者は、設計図書に定める出来形管理基準及び品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事検査及び現場確認検査若しくは中間出来高検査時までに監督員に提出しなければならない。ただし、それ以外でも監督員からの請求があった場合は、直ちに提示し確認を受けなければならない。

なお、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については、監督員と協議のうえ、当該規格値及び管理頻度等を施工計画書に記載し、施工管理を行うものとする。

6　受注者は、前項の施工管理・測定(試験)状況について、写真記録にて整備を行わなければならない。

7　監督員は次の各号に該当する場合、設計図書の定めに示す品質管理の測定(試験)頻度及び出来形管理の測定密度（頻度）を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とする。

（1）工事の初期で作業が定常的になっていない場合

（2）管理試験結果が限界値に接近した場合

（3）試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合

（4）前各号に該当するもののほか、監督員が必要と判断した場合

共－1－1－3－3 環境対策

1　受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（以下「騒音振動対策技術指針」という。)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2　受注者は、騒音振動対策技術指針によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書の定めで使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械を使用するものとし、前項の規定と同様に、施工計画書にその使用を記載し、記録写真を監督員に提出しなければならない。ただし、施工時期・工事現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種、または対策をもって協議することができるものとする。

3　受注者は、環境への影響が予知され、または発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

4　受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提示しなければならない。

5　受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」若しくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。

ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・ バックホウ・トラクタショベル（車輪式） ・ ブルドーザ・発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうちベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機 全回転型オールケーシング掘削機） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイールクレーン ・ モータグレーダ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。

6　受注者は、前項の排出ガス対策型建設機械若しくは排出ガス浄化装置を装着した建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）の使用について、施工計画書に排出ガス対策型建設機械等の使用を記載し、監督員の確認を受けるものとする。

7　受注者は、資材、工法、建設機械、または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第６条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。

ただし、大阪市グリーン調達方針（改正された最新のものを適用する。）に定める特定調達物品等の使用、または構築することが設計図書に定められている場合は、これを調達のうえ施工しなければならない。

共－１－１－３－４ 工事公害の防止

1　受注者は、工事公害の防止に努めなければならない。

2　受注者は、工事公害が予知され、または発生した場合は、監督員に報告し、その対策等について協議しなければならない。

共－１－１－３－５ 車種規制非適合車の運行規制

受注者は、工事現場（発注者の提供用地を含む。）に出入りする関係車両について、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」第 40 条の 15 の規定を遵守しなければならない。

共－１－１－３－６ 施工時期及び施工時間の変更

1　受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

2　受注者は、休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した休日・夜間施工届出書を所定様式により作成のうえ、その作業を行う日の５日前までに監督員に提出して施工しなければならない。これにより難い場合は監督員の承諾を得なければならない。

また、当日の作業実施状況についても、休日・夜間施工実施報告書を所定様式により作成し、速やかに監督員に報告しなければならない。

3　休日・夜間施工実施報告書の提出に際しては、当日の施工状況が確認できる代表的な施工状況写真や出来形測定写真（施工場所において出来形管理を行った場合）を添付しなければならない。

ただし、監督員が立会を行った場合は、写真の添付を省略することが出来る。

4　受注者は、夏期、年末年始及びゴールデンウィーク等に長期の現場作業を休工する場合、工事現場の保安状況及び工事現場管理体制等を記入した休暇中の現場管理報告書を所定様式により作成し、監督員が指示する期日までに報告しなければならない。

5　工事の施工は、大阪市内路上工事縮減対策協議会の取組みにより交通渋滞の緩和を図るため、毎月 25 日（ただし、25 日が土日・祝祭日の場合は 25 日以前の直近の金曜日とする。）の昼間工事を中止するものとする。ただし、対象路線については、監督員に確認すること。

共－１－１－３－７ 工事測量

1　工事の施工に際して支障となる官民境界等の境界明示（確定書類の貸与を含む。）は、発注者において行う。

2　受注者は、工事の施工に際して道路基準点が支障となるなど、基準点の保全に影響がある場合、監督員に報告しなければならない。

3　受注者は、工事契約後は速やかに必要な測量を実施するものとし、原則として測量標（仮 BM）を設置して用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。

また、測量標（仮 BM）を設置するための基準点は、監督員の指示を受けるものとする。

測量結果については監督員に提出しなければならない。

4　前項に規定する受注者の測量結果が、設計図書に定められている数値と差異を生じている場合は､速やかに監督員と協議を行うものとする。

5　受注者は、測量標（仮 BM）の設置にあたって、位置及び高さに変動のない場所へ設置しなければならない。

6　受注者は、測量または明示により決定された各工事計画線に対し、控杭を設置しなければならない。

7　受注者は、工事の施工に必要な仮水準点、多角点、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合は、監督員に報告し、直ちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

8　受注者は、用地幅杭、道路基準点、測量標（仮 BM)、工事用多角点及び重要な工事用測量標を抜取り、または移設をしてはならない。

ただし、これを存置することが困難な場合は、関係土地所有者等の承諾及び監督員の承諾を得て移設することができる。

また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員に報告し、その指示に従わなければならない。

なお、移設する場合は、隣接土地所有者と十分に協議を行い、紛争等が生じないようにしなければならない。

9　受注者は、敷地境界付近の民間相互の境界杭等の有無についてよく調査し、移動させる必要のある場合、それぞれの管理者に立会を求め、その移動並びに見出し杭の設置について承諾を得なければならない。

また、監督員に対し、事前調査、控え点設置、復元の各段階において速やかに報告しなければならない。

10　受注者は、丁張、その他工事の施工に基準となる仮設標識を設置しなければならない。

11　受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭、または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

12　受注者が測量に使用する機器は十分な精度を有するものでなければならない。

共－１－１－３－８ 仮設物等の管理

1　受注者は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、契約書第１条第３項の規定により、仮設､施工方法､その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任において定めるものとする。

ただし、必要な一切の手段は、設計図書による定めによる以下の各規定に適合するものでなければならない。

（1） 共１－１－１－７　　施工計画書
（2） 共１－１－１－２２　諸法令等の遵守
（3） 共１－１－４－１　　工事中の安全確保
（4） 共１－１－４－７　　交通安全管理

2　受注者は、前項の規定により、自己の責任において定めた仮設、施工方法等の施工管理及び監視・巡視等を行い、安全を確保しなければならない。

また、その記録を整理しておかなければならない。

第４節 安全管理

共－１－１－４－１ 工事中の安全確保

1　受注者は、工事に係る事故を未然に防止するための有効かつ適切な対策を講じなければならない。

2　受注者は、土木工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術指針を参考にして、常に工事の安全に留意し工事現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

3　受注者は、工事の施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

4　受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守して災害の防止を図らなければならない。

また、次の各号に掲げる事項を遵守し、工事の安全を確保しなければならない。

（1）労働安全衛生法、同規則
（2）道路管理者、河川管理者、鉄道・軌道事業者及び警察署長等による工事許可条件・施工条件
（3）埋設物管理者等による施工条件等

（４）ガス爆発事故の防止に関する通達

（５）酸素欠乏症等防止規則

（６）高気圧作業安全衛生規則

（７）その他必要な事項

５　受注者は、下水処理場、抽水所(ポンプ場)等の稼働状況と関連する施設において工事の施工若しくは作業（この場合においては通路等使用及びあらゆるたちいりを含む。）する場合、添付資料「13 ポンプ操作を伴う請負工事等の連絡体制マニュアル(案)」に基づき、安全確保を図るとともに、事前に当該施設管理者と十分に打ち合わせを行ったうえで、工事を施工しなければならない。

６　受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書の定めにより建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。

ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

７　受注者は、工事個所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な処置を施さなければならない。

８　受注者は、災害防止のため、作業員の手配、資材及び機器の準備等について、特に監督員の指示がある場合はこれに従わなければならない。

また、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

９　受注者は、仮締切施設等の巡視及び点検を行わなければならない。

なお、降雨等により付近に浸水のおそれが生じた場合は、監督員との協議に基づき、その撤去等の措置を講じるものとする。

10　受注者は、工事現場、材料置場及び作業場等に、工事関係者以外の者が、立入ることのないよう措置するものとし、フェンス、ロープ、保安施設等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合は、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

11　受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を点検・確保しなければならない。

12　受注者は、現場事務所、作業員宿舎、休憩所、または作業環境等の必要な改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び工事現場周辺の美装化に努めるものとする。

13　受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道・軌道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

14　受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

15　受注者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に連絡及び通知しなければならない。

16　受注者は、工事の施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。

17　受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占用者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

18　受注者は、工事の実施に先立ち、監督員及び埋設物管理者と工事の各段階における工事の実施方法、埋設物の防護方法等について、十分に協議しなければならない。

　なお、工事の実施方法、埋設物の防護方法等について、工事現場関係者全員（工事従事者を含む。）に周知徹底を図り、事故防止に努めなければならない。

19　受注者は、工事現場において杭、矢板等を打設し、または穿孔等行う必要がある場合、埋設物がないことがあらかじめ明確である場合を除き、埋設物の予想される位置を深さ２メートル程度まで試験掘り（設計図書に定めがある場合は当該規定による。）を行い、それ以上深い所については確実な方法で探査しなければならない。

　埋設物の存在が確認されたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行ってこれを露出させなければならない。

20　受注者は、埋設物に近接して掘削を行う場合、周囲の地盤のゆるみ、沈下等に注意するとともに、必要に応じて監督員及び埋設物管理者と協議し、埋設物の保安上必要な措置を講じなければならない。

21　受注者は、可燃性物質輸送管等の埋設物付近において、溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用してはならない。

　ただし、やむを得ない場合は、事前に監督員及びその埋設物管理者と協議のうえ、施工確認を受けるとともに、保安上必要な措置を講じなければならない。

22　受注者は、埋設物に関する緊急時の連絡先等を把握しておかなければならない。

23　受注者は、地下埋設物等に異常を発見した場合は、応急措置を講じ、直ちに埋設物管理者に連絡し、その指示を受けるとともに監督員に状況を報告しなければならない。

24　受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、応急処置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に連絡及び通知するとともに、当該損害を補償しなければならない。

25　受注者は、足場工の施工に当たり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

共－１－１－４－２ 安全管理組織

１　受注者は、安全管理組織を設置し、安全施工の確保を図らなければならない。

２　受注者は、安全管理者を１名以上定め、工事現場の安全施工体制を確立しなければならない。

なお、安全管理者は、工事関係者へ安全管理に関する事項の周知徹底を図らなければならない。

３　受注者は、工事現場が隣接し、または同一場所において別途工事がある場合は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

４　工事現場が同一場所において２社以上の工事がある場合、労働安全衛生法第 30 条第１項に規定する措置を講じる者として、同条第２項の規定に基づき、監督員から指名を受けた受注者は、これに従うものとし、安全衛生管理体制図を監督員に提出しなければならない。

共－１－１－４－３ 安全教育

１　受注者は、就業前及び作業開始前には、工事関係者に対し、作業に関する安全教育及び指導を行わなければならない。

また、建設機械の配置、作業場所及び作業方法等に変更が生じた場合も同様とする。

２　受注者は、工事着手後、当該月の施工作業を対象とする作業員全員の参加により毎月当たり、合計 4 時間以上の時間を割当て、次の各号から該当する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

ただし、1 カ月間を超えて現場作業が行われない場合は、その期間の安全訓練について中断させてもよいが、作業再開までに安全訓練を再開させる。

（１）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

（２）当該工事内容等の周知徹底

（３）工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底

（４）当該工事における災害対策訓練

（５）当該工事現場で予想される事故対策

（６）その他、安全・訓練等として必要な事項

３　受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。

４　受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等、または安全訓練実施報告書を所定様式により作成し、実施月の翌月の５日までに監督員に提出しなければならない。

共－１－１－４－４ 酸素欠乏症等防止対策

1　受注者は、酸素欠乏症等防止規則に基づき、必要な防止措置を講じなければならない。

2　受注者は、酸素欠乏症等（前項に規定する規則による。）のおそれがある工事現場において、添付資料「14 酸素欠乏症等危険作業計画書」により作成し、監督員に提出しなければならない。

3　受注者は、酸素欠乏症等防止規則の定めにより次の書類を作成し、監督員に提出しなければならない。

ただし、監督員の承諾を得て提出書類の一部を省略することができる。

（1）酸素欠乏等危険作業主任者並びに調査員届

（2）酸素濃度及び硫化水素測定事前調査報告

（3）酸素欠乏防止に伴う土質調査報告

（4）酸素及び硫化水素濃度測定記録（写し）

共－１－１－４－５ 緊急時の体制

1　受注者は、緊急時における連絡体制を確立し、契約締結後 21 日以内に緊急連絡先通知書を所定様式により作成し、監督員に提出しなければならない。また、連絡体制を変更した際は、変更が生じた日から 10 日以内に同様に提出しなければならない。

2　受注者は、工事関係者に緊急時における連絡体制を周知しなければならない。

3　受注者は、緊急時に備えて、次の各号に掲げる機器材を常備しなければならない。

（1）安全ロープ

（2）保安柵

（3）立看板（立入禁止、火気使用禁止等）

（4）携帯拡声機またはメガフォン

（5）赤旗、注意灯、照明灯、強力ライト

（6）救急薬品

（7）消火器

（8）その他必要な機器材

共－１－１－４－６ 火災及び爆発の防止

受注者は、火気の使用については、次の規定によらなければならない。

1　火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。

2　指定場所以外での火気の使用を禁止する等、措置を講じなければならない。

3　ガソリン、油類、可燃性ガス及び塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めるものとし、その保管及び取扱いについては諸法令等の定めるところに従い、火災等の防止の措置を講じなければならない。

4　伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を処理する場合は、諸法令等を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

共－１－１－４－７ 交通安全管理

1　受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 31 条によって処置するものとする。

2　受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械等の輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督員に提出するものとし、災害の防止を図らなければならない。

3　受注者は、供用中の公共道路における工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員と打合せを行うとともに、道路管理者及び所轄警察署の許可条件若しくは施工条件のほか、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、工事現場における保安施設等の設置基準に基づき、安全対策を講じなければならない。

4　受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料、または設備を保管してはならない。

また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、所轄警察署の許可条件若しくは施工条件に基づく常設作業帯内を除き、一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去しなければならない。

5　受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。

6　受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の２に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

車両の諸元	一 般 的 制 限 値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路の通行は 4.1m）
重量　総重量	20.0t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t）
軸 重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m 未満の場合は 18t（隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m 以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5t 以下の場合は 19t）、1.8m 以上の場合は 20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

7　受注者は、工事現場の状況、作業状況及び所轄警察署の許可条件・施工条件に応じて、次の各号に掲げるところにより交通誘導警備員を配置し、交通の安全を確保しなければならない。

（1）　設計図書に定めがある場合。

（2）　大阪府公安委員会告示（令和２年 10 月１日第 100 号）に該当する工事現場の場合、警備業法に基づく「警備員等の検定等に関する規則」の規定どおり、規制箇所毎に交通誘導警備検定合格者（１級、または２級）（以下「検定合格警備員」という。）を１名以上配置するものとする。

（3）　施工計画書の交通安全管理の項に、規制状況別に交通誘導警備員の配置計画箇所を記載するとともに、配置する検定合格警備員の検定合格証の写し(カラー)を所定様式により添付するものとする。

（4）　添付資料「27 交通誘導状況写真撮影要領」に基づき、交通誘導警備員数及び検定合格警備員の配置状況が分かる写真を撮影し、工事写真帳に整備するものとする。

（5）　検定合格警備員を配置するうえで、監督員に当該検定合格証の提示を求められたときは、これに協力しなければならない。

第５節 工事検査及び工事請負代金等の請求

共－１－１－５－１ 工事検査に係る共通事項

１　発注者は、工事検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

２　受注者は、工事検査に「共－１－１－２－１現場代理人及び主任技術者(または監理技術者)等」に規定する現場代理人、主任技術者（または監理技術者、監理技術者補佐）及び専門技術者を臨場させなければならない。

３　受注者は、工事検査に必要な準備、用具類、機器類、安全施設類、交通誘導警備員等の人員などを提供するものとし、これらに伴う費用を負担する。

４　受注者は、工事検査で処置等指摘を受けた場合は、速やかに処置を行うとともに、検査指摘事項処置報告書を所定様式により作成のうえ監督員に提出し、当該処置完了の確認を受けなければならない。

５　検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。

共－１－１－５－２ 出来高図面の提出

１　受注者は出来高数量の算出が必要な場合、工事現場施工完了毎または監督員の指示の範囲毎に出来形測量を速やかに実施しなければならない。

２　受注者は、出来形測量に基づき、設計図書の定めに従って出来高図面（出来高数量計算書を添付。以下同じ。）を作成し、監督員に提出しなければならない。

　ただし、出来高図面の作成にあたっては、誤りや不足等が無いことを十分に精査・確認しておかなければならない。

３　出来高図面の提出について、監督員から指示がある場合は、特別な理由がない限り、受注者は当該指示を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。

４　受注者は、第 2 項に規定する出来高図面の提出後に、監督員による検査（確認を含む。）及び立会によって、工事目的物とこれらの書類の情報とに相違が無いことの確認を受けなければならない。

共－１－１－５－３ 監督員による検査（確認を含む）及び立会

１　受注者は、設計図書の定めに従って、工事の施工について監督員の検査及び立会を求める場合は、設計図書に定めがある場合を除き、当該予定日の前日までに監督員と調整しなければならない。

　ただし、前日等に調整する場合は、監督員が応じられないときがあることに留意しておかなければならない。

２　受注者は主要な工事段階の区切り等において、設計図書に定める箇所及び監督員が指示する箇所については、監督員の検査（確認を含む。）及び立会を受けなければならない。

3　監督員は、工事が設計図書どおり行われていることの確認を行うため、必要に応じ、工事現場または製作工場に立ち入り、立会し、または資料の提出を請求できるものとする。

また、受注者はこれに協力しなければならない。

4　受注者は、監督員による検査（確認を含む。）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供（受注者負担とする。）を行うものとし、工事記録写真その他資料を整備のうえ、提出しなければならない。

なお、監督員が製作工場において立会及び監督員による検査（確認を含む。）及び立会を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供（受注者負担とする。）しなければならない。

5　監督員による検査（確認を含む。）及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。

ただし、各種条件等により、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りでない。

6　受注者は、第１項から第３項に規定する監督員による検査（確認を含む。）及び立会において現場処置指示を受けた場合は、速やかにこれを処置し、その完了が確認できる記録写真を添付のうえ、監督員に報告しなければならない。処置完了写真は、監督員の指示により省くことができる。

7　受注者は、契約書第 11 条第２項第３号、第 15 条第２項、または第 16 条第１項若しくは同条第２項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料検査（確認を含む。）に合格した場合にあっても、契約書第 19 条及び第 34 条に規定する義務を免れないものとする。

共－１－１－５－４ 工事完成検査

1　受注者は、契約書第 34 条の規定に基づき、工事を完成したときは次の各号に揚げる要件をすべて満たしたうえで、工事完成通知書を所定様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

（1）設計図書に示されるすべての現場施工及び必要な提出書類（工事記録写真、出来形管理資料、強度確認試験、工事完成図及び工事報告書等）の整備が完了していること。

（2）契約書第 19 条第１項の規定に基づき、監督員の請求した改造（設計図書への追加、変更指示）が完了していること。

（3）上記２項目について「共１－１－５－３監督員による検査（確認を含む。）及び立会」による検査を受けていること。上記検査において、監督員より処置指示を受けた場合、その処置の完了の確認を含む。

（4）契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

2　検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1）工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。

（2）工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

3　「共－１－１－５－1 工事検査に係る共通事項」の第５項に規定する修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第 34 条第２項に規定する期間に含めないものとする。

4　受注者は、第３項に規定する検査を受けた後、工事目的物に係る引渡し書を所定様式により作成し、工事完成検査に合格した日をもって、監督員に提出する。

ただし、「共－１－１－５－1 工事検査に係る共通事項」第５項に規定する修補がある場合は、再検査に合格した日をもって、監督員に提出する。

5　工事完成検査は、「共－１－１－５－６部分払検査」、「共－１－１－５－７現場確認検査」及び「共－１－１－５－８中間出来高検査」の既に検査を実施した範囲についても対象とする。

共－１－１－５－５ 指定部分の工事に係る完成検査

1　受注者は、契約書第 42 条第１項の規定に基づき、当該指定部分の工事が完了したときは、次の各号に揚げる要件をすべて満たしたうえで、工事部分完成通知書を所定様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

2　受注者は、工事部分完成通知書を監督員に提出する際には、当該指定部分の工事について、次の各号に揚げる要件をすべて満たさなくてはならない。

（1）設計図書に示されるすべての現場施工及び必要な提出書類（工事記録写真、出来形管理資料、試験成績書、工事関係図及び工事報告書等）の整備が完了していること。

（2）契約書第 19 条第１項の規定に基づき、監督員の請求した改造（設計図書への追加、変更指示）が完了していること。

（3）上記２項目について「共１－１－５－３監督員による検査（確認を含む。）及び立会」による検査を受けていること。上記検査において、監督員により処置指示を受けた場合、その処置の完了の確認を含む。

（4）契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3　当該指定部分の工事に係る完成検査は、「共－１－１－５－４工事完成検査」の第２項及び第３項の各規定を準用する。

4　受注者は、前項に規定する検査を受けた後、工事目的物に係る部分引渡し書を所定様式により作成し、工事部分完成検査に合格した日をもって、監督員に提出する。

ただし、その提出要件は、「共－１－１－５－４工事完成検査」第４項の規定を準用する。

共－１－１－５－６ 部分払検査

1　受注者は、契約書第 41 条第２項の部分払の確認の請求を行うときは、部分払検査願を所定様式により作成のうえ監督員に提出し、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

2　受注者は、契約書第 41 条に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に次の各号に掲げる措置を行うものとする。

（1）工事の出来高に関する資料（中間検査出来形図等、出来高内訳書及び監督員が指示する書類を含む。）を作成し、監督員に提出しなければならない。

（2）出来高の対象となった製品のうち、現場納入がされていない製品については、当会社を受取人として、出来高査定相当額の銀行保証書、損害保険証等を監督員に提出しなければならない。

3　契約書第 41 条に基づく部分払に伴う出来高は、設計図書の定めに基づいて査定するものとする。

4　受注者は、第１項に規定する既済部分について、設計図書に定める工事記録写真、出来形管理資料、工事完成図及び工事報告書等の関係書類の整備を完了させ、同項に規定する検査に提出しなければならない。

ただし、整備完了は監督員の確認を受けていることをいう。

5　検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1）工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。

（2）工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

共－１－１－５－７ 現場確認検査

1　受注者は、現場確認検査の対象であるか否かを事前に監督員に確認するものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

2　受注者は、現場確認検査の請求を行うときは、現場確認検査願を所定様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

3　検査員は、前項に規定する請求を受けた日から 14 日以内に現場確認検査を行う。

4　現場確認検査は、「共－１－１－５－1 工事検査に係る共通事項」（第 5 項を除く）、「共－１－１－５－６部分払検査」第２項（１）、第４項及び第５項の各規定を準用する。

共－１－１－５－８ 中間出来高検査

1　中間出来高検査は、契約書第 41 条部分払検査、第 42 条指定部分の工事に係る完成検査に基づく検査の規定に関わらず、土木工事請負等検査要領第 7 条 1 項に基づき、検査員が必要と認める次の各号に揚げる場合に実施することができる。

（1） 設計図書に出来高基準日等が定められた工事の出来高について、受注者が検査員等の確認を受けることが付されている場合。

（2） その他、検査員が必要と認める場合。

2　中間出来高検査は、「共－１－１－５－1 工事検査に係る共通事項」（第 5 項を除く）の規定を準用する。

共－１－１－５－９ 工事請負代金等の請求

1　受注者は、契約書第 37 条に規定する前払金の支払いを請求するときは、工事前払金申請書を作成し、当会社に提出しなければならない。

2　受注者は、契約書第 35 条第 1 項、第 41 条第 5 項、第 42 条第 1 項の当該請負代金の支払いを請求するときは、請負代金請求内訳書（または中間金請求内訳書）及び請求書を所定様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

第２章 工事材料

第１節 一般事項

共－１－２－１－１ 適用

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が設計図書に関して承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。

共－１－２－１－２ 工事材料の品質及び検査（確認を含む）

１　受注者は、工事材料の使用に先立ち、工事使用材料一覧表及び使用材料品質等証明書を所定様式により作成し、監督員に提出のうえ、その使用の確認を受けなければならない。

２　契約書第 15 条第１項に規定する「中等の品質」とは、JIS 規格等に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものをいう。

３　受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS または設計図書に定める方法により、試験を行わなければならない。

４　受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本、または品質を証明する資料を監督員に提出しなければならない。

５　受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。

なお、材質の変質により工事材料の使用が、不適当と監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、監督員による再度確認を受けなければならない。

６　受注者は、工事に使用する材料（使用した材料を含む。）の納品書・伝票について、整備、保管を行うとともに、設計図書に定める出来形管理基準、品質管理基準及び施工計画書等に照らし当該品質、規格・性能・構造、形状・寸法、数量等を照合しておくものとする。また、各材料に係る材料納入集計表を所定様式により作成するものとし、監督員に提出しなければならない。

材料納入集計表は、納品書・伝票の受領の都度、速やかに整備を行うものとし、次の各号に掲げる場合に監督員に提示し確認を受けなければならない。

（１）「共－１－１－５－３監督員による検査（確認を含む）及び立会」第１項から第３項に規定する検査、確認及び立会を受ける場合

（２）工事現場施工完了毎など、その他監督員が請求する場合

７ 受注者は、前項に規定する材料納入集計表を提出・提示する場合には、根拠資料として、その納品書・伝票を監督員及び工事検査時等に提示するものとし、設計図書に定めがある場合、または監督員の指示がある場合は、納品書・伝票(写し可)を監督員に提出しなければならない。

８ 受注者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。JIS 規格が定まっている建設資材のうち、海外の JIS マーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、JIS 認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出するものとする。

第２節 土木工事材料

共－１－２－２－１ 土

１ 一般事項

工事に使用する土は、設計図書の定めにおける各工種の施工に適合するものとする。

２ 盛土及び植栽用客土

盛土用材料及び植栽用客土は、表２－２－１に示す品質規定に合格するもので、粘土塊、ごみ等を含まず、かつ有機物を有害量含んでいないものとする。

表２－２－１ 盛土用材料及び植栽用客土の品質規定

	購入土	現場発生土	植栽用客土
75μm ふるい通過分	25%以下	25%以下	25%以下
425μm ふるい通過分の PI	10 以下	－	－
盛土用材料中のレキの最大寸法	25mm	50mm	25mm

３ 改良土

（１）改良土とは、建設発生土に石灰等を添加し、埋戻しに適する性状に改良した土をいう。

（２）改良土は、表２－２－２に示す品質規定に合格するもので、粘土塊、ごみ等を含まず、かつ有機物を有害量含んでいないものとする。

表２－２－２ 改良土の品質規定

19mm ふるい通過質量	425μm ふるい通過質量	75μm ふるい通過質量	修正 CBR	塑性指数 PI (425μmふるい通過質量)
90～100%	10～90%	0～25%	30%以上	10 以下

共－１－２－２－２ 石及び砂

１ 一般事項

（１） 工事に使用する石材は、用途に適する耐久性、じん性、磨耗抵抗性及び外観を有し、き裂等がなく風化その他の影響を受けにくい良質のものでなければならない。

（２） 骨材は、清浄、強硬、耐久的で適当な粒度をもち、ごみ、泥、木くずを含まず、かつ有機物を有害量含んでいてはならない。

２ 再生砂を使用する場合は、以下の規定に従わなければならない。

（１）コンクリート発生材等から製造された再生材を使用するものとし、ごみ・泥等を含まず、かつ有機物質を有害量含んではならない。

（２）コンクリート発生材から製造された再生砂を使用する場合は、現場供給前に六価クロム溶出試験を行い、監督員に試験結果（計量証明書）を提出し、確認を受けなければならない。ただし、事前にコンクリート発生材以外の再生砂と確認できるものについては対象外とするものとする。

（３）六価クロム溶出試験方法は、添付資料「26 セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験実施要領(案)」によるものとする。なお、検体数については、各購入先につき 1 検体とする。

（４）粒度は、細粒分（0.075mm 以下）の含有率の上限が 50%未満でなければならない。粒度分布は、骨材のふるい分け試験（JIS A 1102）若しくは土の粒度試験（JIS A 1204）によるものとし、表２－２－３を目標値とする。

表２－２－３ 埋戻し材の粒度分布の目標値

ふるいの呼び 寸法(mm)	10.00	5.00	2.50	1.20	0.60	0.30	0.15
通過質量 百分率(%)	100	90～100	80～100	50～90	25～65	10～35	2～15

３ その他の砂利、砕石、砂

（１） 砂利、砕石の粒度、形状及び有機物含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

（２）砂の粒度及びごみ・泥・有機不純物等の含有量は、本仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

共－１－２－２－３ 骨材

１ 一般事項

（１）道路用砕石、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ粗（細）骨材は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5001　（道路用砕石）
JIS A 5308　（レディーミクスコンクリート）附属書A（レディーミクスコンクリート用骨材）
JIS A 5005　（コンクリート用砕石及び砕砂）
JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材））
JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材））
JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材））
JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材））
JIS A 5015　（道路用鉄鋼スラグ）
JIS A 5021　（コンクリート用再生骨材H）

（２）受注者は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。

（３）受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。

（４）受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしなければならない。

（５）受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。

（６）受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫等を使用しなければならない。

（７）細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。

（８）プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合には、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対しNaClに換算して0.03%以下としなければならない。

２ セメントコンクリート用骨材

（１）細骨材及び粗骨材の粒度は、表２－２－４、５の規格に適合するものとする。

表２－２－４　無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの細骨材の粒度の範囲

ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)
10	100
5	90～100
2.5	80～100
1.2	50～90
0.6	25～65
0.3	10～35
0.15	2～10 [注1]

［注１］砕砂あるいはスラグ細骨材を単独に用いる場合には、２～15%にしてよい。混合使用する場合で、0.15㎜通過分の大半が砕砂あるいはスラグ細骨材である場合には15%としてよい。
［注２］連続した２つのふるいの間の量は45%を越えないのが望ましい。
［注３］空気量が３%以上で単位セメント量が250kg/m^3以上のコンクリートの場合、良質の鉱物質微粉末を用いて細粒の不足分を補う場合等に 0.3㎜ ふるい及び 0.15㎜ふるいを通るものの質量百分率の最小値をそれぞれ５及び０に減らしてよい。
［注４］これらのふるいは、それぞれ JIS Z 8801-1（標準ふるい）に規定する標準網ふるい9.5、4.75、2.36、1.18㎜及び600、300、150μｍである。

表２－２－５　無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリートの粗骨材の粒度の範囲

ふるいの呼び寸法（㎜）／粗骨材の大きさ（㎜）	ふるいを通るものの質量百分率（%）								
	50	40	25	20	15	13	10	5	2.5
40	100	95～100	－	35～70	－	－	10～30	0～5	－
25	－	100	95～100	－	30～70	－	－	0～10	0～5
20	－	－	100	90～100	－	－	20～55	0～10	0～5
10	－	－	－	－	100	100	90～100	0～40	0～10

（２）　硫酸ナトリウムによる安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して満足な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。

また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。

（3）　気象作用を受けない構造物に用いる細骨材は、本条第２項を適用しなくてもよいものとする。

（4）　化学的あるいは物理的に不安定な細骨材及び粗骨材は、これを用いてはならない。ただし、その使用 実績、使用条件、化学的あるいは物理的安定性に関する試験結果等から、有害な影響をもたらさないものであると認められた場合には、これを用いてもよいものとする。

（5）　すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は35%以下とする。

3 アスファルト舗装用骨材

（1）砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、表２－２－６、７、８、９、10、11 の規格に適合するものとする。

表２－２－６　砕石の粒度

呼び名		ふるいの目の開き 粒度範囲 (mm)	ふるいを通るものの質量百分率（%）													
			106 mm	75 mm	63 mm	53 mm	37.5 mm	31.5 mm	26.5 mm	19 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm	1.18 mm	425 μm	75 μm
単粒度砕石	S-80 (1号)	80～60	100	85～100	0～15											
	S-60 (2号)	60～40	—	100	85～100	—	0～15									
	S-40 (3号)	40～30	—	—	—	100	85～100	0～15								
	S-30 (4号)	30～20	—	—	—	—	100	85～100	—	0～15						
	S-20 (5号)	20～13	—	—	—	—	—	—	100	85～100	0～15					
	S-13 (6号)	13～5	—	—	—	—	—	—	—	100	85～100	0～15				
	S-5 (7号)	5～2.5	—	—	—	—	—	—	—	—	100	85～100	0～25	0～5		
粒度調整砕石	M-40	40～0	—	—		100	95～100	—	—	60～90	—	30～65	20～50	—	10～30	2～10
	M-30	30～0	—	—	—		100	95～100	—	60～90	—	30～65	20～50	—	10～30	2～10
	M-25	25～0	—	—	—	—		100	95～100	—	55～85	30～65	20～50		10～30	2～10
クラッシャラン	C-40	40～0				100	95～100	—	—	50～80	—	15～40	5～25			
	C-30	30～0					100	95～100	—	55～85	—	15～45	5～30			
	C-20	20～0							100	95～100	60～90	20～50	10～35			

［注１］　呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の砕石であっても、他の砕石、砂、石粉等と合成したときの粒度が所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。

［注２］　花崗岩や頁岩などの砕石で、加熱によってすりへり減量が特に大きくなったり破壊したりするものは表層に用いてはならない。

表２－２－７ 単粒度製鋼スラグ

呼び名	粒度範囲 mm	ふるいを通るものの質量百分率%					
		JIS Z 8801 に規定する網ふるいの呼び寸法					
		26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm
SS-20	20～13	100	85～100	0～15	－	－	－
SS-13	13～ 5	－	100	85～100	0～15	－	－
SS-5	5～2.5	－	－	100	85～100	0～25	0～5

表２－２－８ クラッシャラン製鋼スラグ

呼び名	粒度範囲 mm	ふるいを通るものの質量百分率%						
		JIS Z 8801 に規定する網ふるいの呼び寸法						
		37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm
CSS-30	30～0	100	95～100	－	55～85	－	15～45	5～30
CSS-20	20～0	－	－	100	95～100	60～90	20～50	10～35

［注１］ 呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の砕石であっても、他の砕石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。

［注２］ 花崗岩や頁岩などを含む砕石で、加熱によってすりへり減量が特に大きくなったり破壊したりするものは表層に用いてはならない。

表２－２－９ 鉄鋼スラグの粒度

呼び名	粒度範囲 mm	ふるいを通るものの質量百分率%									
		JIS Z 8801 に規定する網ふるいの呼び寸法									
		53 mm	37.5 mm	31.5 mm	26.5 mm	19 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm	425 μm	75 μm
HMS-25	25-0	－	－	100	95～100	－	60～80	35～60	25～45	10～25	3～10
MS-25	25-0	－	－	100	95～100	－	55～85	30～65	20～50	10～30	2～10
CS-40	40-0	100	95～100	－	－	50～80	－	15～40	5～25	－	－
CS-30	30-0	－	100	95～100	－	55～85	－	15～45	5～30	－	－
CS-20	20-0	－	－	－	100	95～100	60～90	20～50	10～35	－	－

表２ - ２ - 10 再生砕石の粒度

ふるい目の開き ＼ 粒度範囲（呼び名）		40～０（RC－40）	30～０（RC－30）	20～０（RC－20）
通過質量百分率（%）	53 mm	100		
	37.5 mm	95～100	100	
	31.5 mm	－	95～100	
	26.5 mm	－	－	100
	19 mm	50～80	55～85	95～100
	13.2 mm	－	－	60～90
	4.75 mm	15～40	15～45	20～50
	2.36 mm	５～25	５～30	10～35

［注］再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

表２ - ２ - 11 再生粒度調整砕石の粒度

ふるい目の開き ＼ 粒度範囲（呼び名）		40～０（RM－40）	30～０（RM－30）	25～０（RM－25）
通過質量百分率（%）	53 mm	100		
	37.5 mm	95～100	100	
	31.5 mm	－	95～100	100
	26.5 mm	－	－	95～100
	19 mm	60～90	60～90	－
	13.2 mm	－	－	55～85
	4.75 mm	30～65	30～65	30～65
	2.36 mm	20～50	20～50	20～50
	425 μm	10～30	10～30	10～30
	75 μm	２～10	２～10	２～10

［注］再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

（2）　砕石の材質については、表２－２－12によるものとする。

表２－２－12 安定性試験の限度

用　途	表層・基層	上層路盤
損失量(%)	12以下	20以下

［注］試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」の「A004 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法」による。

（3）砕石の品質は、表２－２－13の規格に適合するものとする。

表２－２－13　砕石の品質

項目＼用途	表層・基層	上層路盤
表乾比重(g/cm^3)	2.45以上	－
吸水率　(%)	3.00以下	－
すり減り減量　(%)	30以下 ［注］	50以下

［注１］ 表層、基層用砕石のすり減り減量試験は、粒径13.2～4.75mmのものについて実施する。

［注２］ 上層路盤用砕石については主として使用する粒径について行えばよい。

（4）鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表２－２－14によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシャラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格は、JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は砕石の粒度に準ずるものとする。

表２－２－14 鉄鋼スラグの種類と主な用途

名　称	呼び名	用　途
単粒度製鋼スラグ	SS	加熱アスファルト混合物用
クラッシャラン製鋼スラグ	CSS	瀝青安定処理(加熱混合)用
粒度調整鉄鋼スラグ	MS	上層路盤材
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS	上層路盤材
クラッシャラン鉄鋼スラグ	CS	下層路盤材

（５）鉄鋼スラグの規格は表２－２－15 の規格に適合するものとする。

表２－２－15 鉄鋼スラグの規格

呼び名	修正CBR（%）	一軸圧縮強さ（MPa）	単位容積質量（kg/l）	呈色判定試験	水浸膨張比（%）	エージング期間
MS	80以上	－	1.5以上	呈色なし	1.0以下	６ケ月以上
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.0以下	６ケ月以上
CS	30以上	－	－	呈色なし	1.0以下	６ケ月以上
試験法	E001	E003	A023	E002	E004	

［注１］呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

［注２］水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

［注３］エージングとは高炉除冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉除冷スラグ及び製鋼スラグを破砕後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水または蒸気による促進エージングがある。

［注４］エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを３ヶ月以上通常エージングした後の水侵膨張比が 0.6 以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

（６）製鋼スラグの規格は、表２－２－16 の規格に適合するものとする。

表２－２－16　製鋼スラグの規格

呼び名	表乾比重（g/cm³）	吸水率（%）	すりへり減量（%）	水浸膨張比（%）	エージング期間
CSS	－	－	50以下	2.0以下	３ケ月以上
SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	３ケ月以上

［注１］ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

［注２］ エージングとは製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、製鋼スラグを破砕後、空気及び水と反応させる処理（通常エージング）をいう。

（７）砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス（砕石ダスト）などを用い、粒度は混合物に適合するものとする。

（８）スクリーニングス（砕石ダスト）の粒度は、表２－２－17 の規格に適合するものとする。

表２－２－17　スクリーニングスの粒度範囲

ふるい目の開き / 種類	呼び名	ふるいを通るものの質量百分率（%）					
		4.75 ㎜	2.36 ㎜	600 μｍ	300 μｍ	150 μｍ	75 μｍ
スクリーニングス	F-2.5	100	85～100	25～55	15～40	7～28	0～20

（JIS A 5001-1995（道路用砕石））

4 アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表２－２－18 の規格に適合するものとする。

表２－２－18　アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量　　%		3.8 以上
アスファルトの性状	針入度　　1/10 ㎜	20 以上
	圧裂係数　　MPa/㎜	1.70 以上
骨材の微粒分量　　%		5 以下

［注１］アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

［注２］アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20～13 ㎜、13～5 ㎜、5～0 ㎜の 3 種類の粒度や 20～13 ㎜、13～0 ㎜の 2 種類の粒度にふるい分けられるが、本表に表示される規格は、13～0 ㎜の粒度区分のものに適用する。

［注３］アスファルトコンクリート再生骨材の 13 ㎜以下が 2 種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により 13～0 ㎜相当分を求めてもよい。また、13～0 ㎜あるいは 13～5 ㎜、5～0 ㎜以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から 13 ㎜～0 ㎜をふるい取ってこれを対象に試験を行う。

［注４］アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び 75 μｍを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

［注５］骨材の微粒分量試験は JIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。

［注６］アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して利用することが望ましい。

［注７］旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。

5 フィラー

（1）フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は1.0%以下のものを使用する。

（2）石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表２－２－19の規格に適合するものとする。

表２－２-19 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲

ふるい目（μm）	ふるいを通るものの質量百分率（%）
600	100
150	90～100
75	70～100

（3）フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表２－２-20に適合するものとする。

表２－２-20 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定

項　　目	規　　定
塑性指数（PI）	４以下
フロー試験　　%	50以下
吸水膨張　　%	３以下
剥離試験	１／４以下

（4） 消石灰を剥離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 9001(工業用石灰)に規定されている生石灰（特号及び１号)、消石灰（特号及び１号）の規格に適合するものとする。

（5） セメントを剥離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 5210（ポルトランドセメント)、及びJIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合するものとする。

6 安定材

（1） 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表２ - ２ - 21 に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表２ - ２ - 22 に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。

表２ - ２ - 21 舗装用石油アスファルトの品質規格（JIS K 2207）

種類 / 項目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300
針入度（25°）1/10mm	40を超え60以下	60を超え80以下	80を超え100以下	100を超え120以下	120を超え150以下	150を超え200以下	200を超え300以下
軟化点 ℃	47.0～55.0	47.0～55.1	47.0～55.2	47.0～55.3	47.0～55.4	47.0～55.5	47.0～55.6
伸　度（15°） cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上
引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	240以上	210以上
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—
薄膜加熱針入度残留率%	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—
蒸発後の質量の変化率 %	—	—	—	—	0.5以下	0.5以下	0.5以下
蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—
密度（15°） g/cm³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上

［注］各種類とも 120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記しなければならない。

表２－２－22 石油アスファルト乳剤の規格（JIS K 2208）

種類及び記号 / 項目		カチオン乳剤							ノニオン乳剤
		PK－１	PK－２	PK－３	PK－４	MK－１	MK－２	MK－３	MN－１
エングラー度 (25℃)		３～15		１～6		３～40			２～30
ふるい残留分 (1.18㎜)	(%)	0.3 以下							0.3 以下
付着度		2/3 以上				－			－
粗粒度骨材混合性		－				均等であること	－		－
密粒度骨材混合性		－					均等であること	－	－
土まじり骨材混合性	(%)	－						５以下	－
セメント混合性	(%)	－							1.0 以下
粒子の電荷		陽(+)							－
蒸発残留分	(%)	60 以上		50 以上		57 以上			57 以上
蒸発残留物	針入度(25℃) (1/10㎜)	100 を超え 200 以下	150 を超え 300 以下	100 を超え 300 以下	60 を超え 150 以下	60 を超え 200 以下	60 を超え 200 以下	60 を超え 300 以下	60 を超え 300 以下
	トルエン可溶分 (%)	98 以上				97 以上			97 以上
貯蔵安定度(24hr) (質量%)		1 以下							1 以下
凍結安定度 (－５℃)		－	粗粒子、塊のないこと	－					－
主な用途		温暖期浸透用及び表面処理用	寒冷期浸透用及び表面処理用	プライムコート用及びセメント安定処理層養生用	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混じり骨材混合用	セメント・乳剤安定処理剤

［注1］ 種類記号の説明 Ｐ：浸透用乳剤、Ｍ：混合用乳剤、Ｋ：カチオン乳剤、
Ｎ：ノニオン乳剤

［注2］ エングラー度が 15 以下の乳剤については JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）6.3 エングラー度試験方法によって、15 を超える乳剤につては JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）セイボルトフロール秒試験方法によって粘度を求め、エングラー度に換算する。

（2）セメント安定処理に使用するセメントは、JIS R 5210（ポルトランドセメント）、及び JIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合するものとする。

（3）石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001（工業用石灰）に規定される生石灰（特号及び１号）、消石灰（特号及び１号）またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。

共－１－２－２－４ 木材

1　工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。

2　設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き末口寸法とするものとする。

共－１－２－２－５ 鋼材

1 一般事項

（1）工事に使用する鋼材は、さび、くされ等変質のないものとする。

（2）受注者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。

2　構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）
JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）
JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）
JIS G 3114（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）
JIS G 3140（棟梁用降伏点鋼板）

3　軽量形鋼は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3350（一般構造用軽量形鋼）

4　鋼管は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）
JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）
JIS G 3457（配管用アーク溶接炭素鋼鋼管）
JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）
JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）
JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）

5　鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）
JIS G 5101（炭素鋼鋳鋼品）
JIS G 3201（炭素鋼鍛鋼品）

JIS G 5102（溶接構造用鋳鋼品）
JIS G 5111（構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品）
JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）
JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）

6　ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

JIS B 1180（六角ボルト）
JIS B 1181（六角ナット）
JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット）
JIS B 1256（平座金）
JIS B 1198（頭付きスタッド）
JIS M 2506（ロックボルト及びその構成部品）
摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット（日本道路協会）
支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格（日本道路協会）

7　溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。

JIS Z 3211（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒）
JIS Z 3214（耐候性鋼用被覆アーク溶接棒）
JIS Z 3312（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ）
JIS Z 3313（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ）
JIS Z 3315（耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ）
JIS Z 3320（耐候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ）
JIS Z 3351（炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ）
JIS Z 3352（サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス）

8　鉄線は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3532（鉄線）

9　ワイヤロープは、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3525（ワイヤロープ）

10　プレストレストコンクリート用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3536（PC 鋼線及び PC 鋼より線）
JIS G 3109（PC 鋼棒）
JIS G 3137（細径異形 PC 鋼棒）
JIS G 3502（ピアノ線材）
JIS G 3506（硬鋼線材）

11　鉄網は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3551（溶接金網及び鉄筋格子）
JIS G 3552（ひし形金網）

12 鋼製ぐい及び鋼矢板は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5523（溶接用熱間圧延鋼矢板）

JIS A 5525（鋼管ぐい）

JIS A 5526（H形鋼ぐい）

JIS A 5528（熱間圧延鋼矢板）

JIS A 5530（鋼管矢板）

13 鋼製支保工は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）

JIS B 1180（六角ボルト）

JIS B 1181（六角ナット）

JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット）

14 鉄線じゃかごの規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率 10%、めっき付着量 300g/㎡以上のめっき鉄線を使用するものとする。

JIS A 5513（じゃかご）

15 コルゲートパイプは、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3471（コルゲートパイプ）

16 ガードレール（路側用、分離帯用）は、以下の規格に適合するものとする。

（1）ビーム（袖ビーム含む）

JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）

JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）

（2）支柱

JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）

JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）

（3）ブラケット

JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）

（4）ボルトナット

JIS B 1180（六角ボルト）

JIS B 1181（六角ナット）

ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM20）は 4.6 とし、ビーム継手用及び取付け用ボルト（ねじの呼びM16）は6.8とするものとする。

17 ガードケーブル（路側用、分離帯用）は、以下の規格に適合するものとする。

（1）ケーブル

JIS G 3525（ワイヤロープ）

ケーブルの径は18㎜、構造は３×７G/Oとする。なお、ケーブル１本あたりの破断強度は160ｋN以上の強さを持つものとする。

（2）支柱

JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）

（3）ブラケット

JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）

（4）索端金具

ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブルの一本あたりの破断強度以上の強さを持つものとする。

（5）調整ねじ

強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとする。

（6）ボルトナット

JIS B 1180（六角ボルト）

JIS B 1181（六角ナット）

ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM12）及びケーブル取付け用ボルト（ねじの呼びM10）はともに4.6とするものとする。

18　ガードパイプ（歩道用、路側用）は、以下の規格に適合するものとする。

（1）パイプ

JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）

（2）支柱

JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）

（3）ブラケット

JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）

（4）継手

JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）

JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）

（5）ボルトナット

JIS B 1180（六角ボルト）

JIS B 1181（六角ナット）

ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM16）は 4.6 とし、継手ボルト（ねじの呼びM16〔種別Ap〕M14〔種別Bp及びCp〕）は6.8とする。

19　ボックスビーム（分離帯用）は、以下の規格に適合するものとする。

（1）ビーム

JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）

（2）支柱

JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）

（3）パドル及び継手

JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）

（4）ボルトナット

JIS B 1180（六角ボルト）

JIS B 1181（六角ナット）

パドル用取付け用ボルト（ねじの呼びM16）及び 継手用ボルト（ねじの呼びM20）はともに6.8とする。

20 転落（横断）防止柵

（1）支柱

JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）

（2）ビーム

JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）

（3）擬宝珠

JIS H 5202（アルミニウム合金鋳物）

（4）継手

JIS H 5302（アルミニウム合金ダイカスト）

（5）ボルトナット

JIS B 1180（六角ボルト）

JIS B 1181（六角ナット）

（6）ネジ

JIS B 1111（十字穴付き小ねじ）

JIS B 1122（十字穴付きタッピンねじ）

共－１－２－２－６ セメント及び混和材料

1 一般事項

（1） 工事に使用するセメントは、普通ポルトランドセメント及び高炉セメントを使用するものとし、他のセメント及び混和材料を使用する場合は、設計図書によらなければならない。

（2） 受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。

（3） 受注者は、セメントを貯蔵するサイロの構造について、底に溜まって出ない部分ができないような構造としなければならない。

（4）　受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。または湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。

（5）　受注者は、セメントの貯蔵にあたって温度、湿度が過度に高くならないようにしなければならない。

（6）　受注者は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分離したり変質したり凍結しないよう、また、粉末状の混和剤は吸湿したり固結したりしないように、これを貯蔵しなければならない。

（7）　受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。

（8）　受注者は、混和剤を防湿的なサイロ、または倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。

（9）　受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるので、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。

2 セメント

（1）セメントは表２ - ２ - 23 の規格に適合するものとする。

表２ - ２ - 23 セメントの種類

JIS 番号	名　称	区　　分	摘　　要
R5210	ポルトランドセメント	(1)普通ポルトランド (2)早強ポルトランド (3)中庸熱ポルトランド (4)超早強ポルトランド (5)低熱ポルトランド (6)耐流酸塩ポルトランド	低アルカリ形を含む 〃 〃 〃 〃 〃
R5211	高炉セメント	（1）Ａ種高炉 （2）Ｂ種高炉 （3）Ｃ種高炉	高炉スラグの分量（質量%） ５を超え 30 以下 30 を超え 60 以下 60 を超え 70 以下
R5212	シリカセメント	（1）Ａ種シリカ （2）Ｂ種シリカ （3）Ｃ種シリカ	シリカ質混合材の分量（質量%） ５を超え 10 以下 10 を超え 20 以下 20 を超え 30 以下
R5213	フライアッシュセメント	（1）Ａ種フライアッシュ （2）Ｂ種フライアッシュ （3）Ｃ種フライアッシュ	フライアッシュ分量（質量%） ５を超え 10 以下 10 を超え 20 以下 20 を超え 30 以下
R5214	エコセメント	（1）普通エコセメント （2）速硬エコセメント	塩化物イオン量（質量%） 0.1 以下 0.5 以上 1.5 以下

（2）コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、次項以降の規定に適合するものとする。

なお、小規模工種で、１工種当りの総使用量が 10㎥ 未満の場合は、この項の適用を除外することができる。

（3）普通ポルトランドセメント品質は、表２－２－24の規格に適合するものとする。

表２－２－24 普通ポルトランドセメントの品質

品質＼種類		普通ポルトランドセメント
密度　㎠/ｇ［注］		―
比表面積　㎠/ｇ		2,500以上
凝結	始発min	60以上
	終結ｈ	10以下
安定性	パット法	良
	ルシャテリエ法㎜	10以下
圧縮強さ N/㎟	3ｄ	12.5以上
	7ｄ	22.5以上
	28ｄ	42.5以上
水和熱 Ｊ/ｇ	7ｄ	測定値を報告する
	28ｄ	測定値を報告する
化学成分％	酸化マグネシウム	5.0以下
	三酸化硫黄	3.5以下
	熱量減量	5.0以下
	全アルカリ（Naoeq）	0.75以下
	塩化物イオン	0.035以下

［注］普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ（Naoeq）の値を0.6%以下とする。

（4）原材料、製造方法、検査、包装及び表示は、JIS R 5210（ポルトランドセメント）の規定によるものとする。

（5）高炉セメントの品質は表２ - ２ - 25 の規格に適合するものとするものとする。

表２ - ２ - 25 高炉セメントの品質

品質＼種類		A種	B種	C種
密度[注1]		－	－	－
比表面積 cm²／g		3，000 以上	3，000 以上	3，300 以上
凝結	始発 min	60 以上	60 以上	60 以上
	終結 h	10 以下	10 以下	10 以下
安定性	パット法	良	良	良
	ルシャテリエ法 mm	10 以下	10 以下	10 以下
圧縮強さ N/mm²	3d	12.5 以上	10.0 以上	7.5 以上
	7d	22.5 以上	17.5 以上	15.0 以上
	28d	42.5 以上	42.5 以上	40.0 以上
化学成分%	酸化マグネシウム	5.0 以下	6.0 以下	6.0 以下
	三酸化硫黄	3.5 以下	4.0 以下	4.5 以下
	強熱減量	5.0 以下	5.0 以下	5.0 以下

[注1] 監督員に測定値を報告する。

３ 混和材料

（1）混和材として用いるフライアッシュは JIS A 6201（コンクリート用フライアッシュ）の規格に適合するものとする。

（2）混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JIS A 6202（コンクリート用膨張材）の規格に適合するものとする。

（3）混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206（コンクリート用高炉スラグ微粉末）の規格に適合するものとする。

（4）混和剤として用いるＡＥ剤、減水剤、ＡＥ減水剤、高性能ＡＥ減水剤、高性能減水剤、流動化剤及び硬化促進剤は、JIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合するものとする。

（5）混和剤として用いる流動化剤は、JSCE－D 101 に適合するものとする。

（6）急結剤は、JSCE－D 102 に適合するものとする。

4 コンクリート用水

（1） コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道または JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）付属書C（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。

（2） 受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋やセパレーターを配置しない無筋コンクリートには海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてよいものとする。

共－1－2－2－7 セメントコンクリート製品

1 一般事項

（1）セメントコンクリート製品は、有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。

（2）セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物(Cl^-)イオンの総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m³以下とする。
なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用についてを遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認し、確認した資料を監督員に提出しなければならない。

2 セメントコンクリート製品

セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。
ただし、当会社において、別途定めた形状寸法等は、図集によるものとする。
JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則）
JIS A 5364（プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則）
JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）
JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）
JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）
JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）
JIS A 5406（建築用コンクリートブロック）
JIS A 5506（下水道用マンホール蓋）
JIS T 9251（視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）

共－１－２－２－８ 瀝青材料

１ 一般瀝青材料

（１）舗装用石油アスファルトは、共－１－２－２－３第６項安定材に規定する表２－２－21の規格に適合するものとする。

（２）ポリマー改質アスファルトは、表２－２－26 の性状に適合するものとする。また、受注者は、プラントミックスタイプについては、あらかじめ使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表２－２－26 に示す値に適合していることを確認しなければならない。

表２－２－26 ポリマー改質アスファルトの標準的性状

項目＼種類	付加記号	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型			H型	
					Ⅲ型-W	Ⅲ型-WF		H型-F
軟化点	℃	50.0以上	56.0以上	70.0以上			80.0以上	
伸度	(7℃)cm	30以上	－	－			－	－
	(15℃)cm	－	30以上	50以上			50以上	－
タフネス（25℃）	N・m	5.0以上	8.0以上	16以上			20以上	－
テナシティ（25℃）	N・m	2.5以上	4.0以上	－			－	－
粗骨材の剥離面積率	%	－	－	－	5以下		－	－
フラース脆化点	℃	－	－	－	－	-12以下	－	-12以下
曲げ仕事量（－20℃）	KPa	－	－	－	－	－	－	400以上
曲げｽﾃｨﾌﾈｽ（－20℃）	MPa	－	－	－	－	－	－	100以下
針入度（25℃）	1／10mm	40以上						
薄膜加熱質量変化率	%	0.6以下						
薄膜加熱後の針入度残留率	%	65以上						
引火点	℃	260以上						
密度（15℃）	g／cm^3	試験表に付記						
最適混合温度	℃	試験表に付記						
最適締固め温度	℃	試験表に付記						

［注］付加記号の略字　　w：耐水性　　F：可撓性

（3）セミブローンアスファルトは、表２ - ２ - 27 の規格に適合するものとする。

表２ - ２ - 27 セミブローンアスファルト(AC-100)の規格

項　　目		規　格　値
粘度（60℃）	Pa・s	1,000±200
粘度（180℃）	mm^2/s	200 以下
薄膜加熱質量変化率	%	0.6 以下
針入度（25℃）	1／10mm	40 以上
トルエン可溶分	%	99.0 以上
引火点	℃	260 以上
密度（15℃）	$g／cm^3$	1.000 以上
粘 度 比（60℃、薄膜加熱後／加熱前）		5.0 以下

［注］180℃での粘度のほか、140℃、160℃における動粘度を試験表に付記すること。

（4）硬質アスファルトに用いるアスファルトの性状は表２ - ２ - 28 の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は表２ - ２ - 29 の規格に適合するものとする。

表２ - ２ - 28 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状

種　類 項　目		石油アスファルト 20～40	トリニダッドレイク アスファルト
針入度（25℃）	1／10mm	20を超え40以下	1～4
軟化点	℃	55.0～65.0	93～98
伸度（25℃）	cm	50以上	—
蒸発質量変化率	%	0.3以下	—
トルエン可溶分	%	99.0以上	52.5～55.5
引火点	℃	260以上	240以上
密度（15℃）	$g／cm^3$	1.00以上	1.38～1.42

［注］石油アスファルト 20～4 の代わりに、石油アスファルト 40～60 などを使用する場合もある。

表２－２－29 硬質アスファルトの標準的性状

項 目		標準値
針入度（25℃）	1／10mm	15～30
軟化点	℃	58～68
伸度（25℃）	cm	10 以上
蒸発質量変化率	%	0.5 以下
トルエン可溶分	%	86～91
引火点	℃	240 以上
密度（15℃）	g／cm^3	1.07～1.13

（５）石油アスファルト乳剤は共－１－２－２－３第６項安定材の表２－２－22 及び表２－２－30 の規格に適合するものとする。

表２－２－30 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状（ポーラスアスファルト舗装用）

項目＼種類及び記号			ＰＫＲ－Ｔ
エングラー度（25℃）			1～10
セイボルトフロール秒（50℃）		s	－
ふるい残留分（1.18mm）		%	0.3 以下
付着度			2/3 以上
粒子の電荷			陽(＋)
留出油分（360℃までの）			－
蒸発残留分		%	50 以上
蒸発残留物	針入度（25℃）1/10mm		60 を超え 150 以下
	軟化点	℃	42.0 以上
	タフネス	(25℃) N･m	3.0 以上
		(15℃) N･m	－
	テナシティ	(25℃) N･m	1.5 以上
		(15℃) N･m	－
貯蔵安定度(24hr)質量		%	1 以下
浸透性		s	－
凍結安定度（－５℃）			－

（日本アスファルト乳剤協会規格）

（６）グースアスファルトに使用するアスファルトは表２－２－28 の規格に適合するものとする。

（７） グースアスファルトは、表２－２－29 に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。

（８） 砕石マスチックは、次の規格を標準とするものとする。

① 砕石マスチックに使用するアスファルトはポリマー改質アスファルトⅡ型（表２－２－26）とする。

② 砕石マスチックに使用する粗骨材は表２－２－31 の規格に適合するものとする。

表２－２－31 砕石マスチックに用いる粗骨材の標準的の性能

項 目		単粒度砕石（JIS A 5001）		試験方法
		6 号砕石	7 号砕石	
通過質量百分率（%）	19.0 ㎜	100	－	JIS A 1102
	13.2 ㎜	85～100	100	
	4.75 ㎜	0～15	85～100	
	2.36 ㎜	－	0～25	
	1.18 ㎜	－	0～5	
標準比重		2.45 以上	2.45 以上	JIS A 1110
吸水量	（%）	3.0 以下	3.0 以下	
すりへり減量	（%）	30 以下	－	JIS A 1121
細長・偏平率	（%）	10 以下	－	舗装調査・試験法便覧
安定性	（%）	12 以下	12 以下	JIS A 1122

③ 砕石マスチックに使用する細骨材は「舗装設計施工指針（社）日本道路協会」の規定の品質を満足するものとする。

④ 砕石マスチックに使用するフィラーは、原則として石灰岩を粉砕した石粉とする。なお、使用する石粉の水分は1.0%以下とし、表２－２－32 の粒度に適用するものとする。

⑤ 砕石マスチックに使用する添加材は植物性繊維とし、表２－２－33 の規格に適用するものとする。

表２－２－32 砕石マスチックに用いる石粉の粒度規格

ふるい目	通過質量百分率（%）
600μm	100
150μm	90～100
75μm	70～100

表２－２－33 砕石マスチックに用いる添加材の標準的な性能

項 目		規格値	試験方法
α－セルロース含有量	（%）	75±5	
pH		7.5±1	DIN 53124
かさ密度	（g／l）	30±5	DIN 53124

（9）橋面防水材は、次の規格を標準とするものとする。

① 橋面防水工に使用する塗膜系防水材は表２－２－34、35 の規格に適用するものとする。

表２ - ２ - 34 プライマーの品質

（合成ゴム・合成樹脂入りアスファルト溶剤型または水性プライマー）

種類 / 項目	Co 床版	鋼床版	試験方法
指触乾燥時間（23℃）分	60 分以内	60 分以内	JIS K 5600-1-1
不揮発分 %	20 以上	50 以上	JIS K 6833
作業性	塗り作業に支障のないこと		JIS K 5600-1-1
耐水性	5 日間で異常のないこと		JIS K 5600-6-1

表２ - ２ - 35 アスファルト加熱型防水材の品質

（合成ゴム・合成樹脂入りアスファルト系）

項 目	規 格 値	試 験 方 法
針入度（円錐針） ㎜	1～5	舗装試験法便覧 4-12-2
軟化点 ℃	80 以上	JIS K 2207
引張強度（２３℃） Mpa	0.35 以上	JIS K 6021
破断時の伸び率 %	300 以上	JIS K 6021
耐アルカリ性（２３℃）	異常のないこと	JIS K 5600-6-1
耐塩水性（２３℃）	異常のないこと	JIS K 5600-6-1
骨 材	4 号または 5 号硅砂	

② 橋面防水工に使用するシート系防水材は表２ - ２ - 36、37、38 の規格に適用するものとする。

表２ - ２ - 36 プライマーの品質

（合成ゴム・合成樹脂入りアスファルト溶剤型または水性プライマー）

種類 / 項 目	Ｃｏ床版	鋼床版	試験方法
指触乾燥時間（23℃）分	60 分以内	60 分以内	JIS K 5600-1-1
不揮発分 %	20 以上	50 以上	JIS K 6833
作業性	塗り作業に支障のないこと		JIS K 5600-1-1
耐水性	5 日間で異常のないこと		JIS K 5600-6-1

表２ - ２ - 37 シート系防水材の品質

項　　目	規格値	試験方法
厚さ	1.0～3.5	
引張強さ（長手、幅方向とも）　　％	100 以上	
最大荷重時の伸び率（長手，幅方向とも）％	－（試験値を記載）	
低温可とう性	5 個中 4 個以上合格	
吸水膨脹性（長手，幅方向とも）　　％	0.0±1.0	
加熱収縮率（長手，幅方向とも）　　％	0.0±3.0	
耐アルカリ性（23℃）	飽和水酸化カルシウム水溶液に 15 日間浸して異常のないこと	JIS K 5600-6-1
耐塩水性（23℃）	3%食塩水溶液に 15 日間浸して異常のないこと	JIS K 5600-6-1

表２ - ２ - 38 貼り付け用アスファルトの品質

項　　目	規格値	試験方法
軟 化 点　　℃	100 以上	JIS K 2207
針 入 度（25℃）　1/10 ㎜	20～40	JIS K 2207
針 入 度 指 数	5 以上	JIS K 2207
蒸発質量変化率　　％	1 以下	JIS K 2207
引 火 点　　℃	280 以上	JIS K 2265
トルエン可溶分　　％	95 以上	JIS K 2207
フラースぜい化点　　℃	－15 以下	JIS K 2207
だ れ 長 さ　　㎜	8 以下	JIS K 2207
加 熱 安 定 性　　℃	5 以下	JIS K 2207

２　その他の瀝青材料は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）

JIS K 2439（クレオソート油、加工タール、タールピッチ）

３　再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表２ - ２ - 39、40、41 の規格に適合するものとする。

表２ - ２ - 39 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）路上表層再生用

項　目		規 格 値	試 験 方 法
密　度(15℃)［注］　g/cm³		－	JIS K 2249
粘　度(25℃)　SFS		15～85	舗装調査・舗装試験法便覧
蒸発残留分　％		60 以上	
蒸発残留物	密　度（15℃）［注］　g/cm³	－	JIS K 2249
	引 火 点（ＣＯＣ）　℃	200 以上	舗装調査・舗装試験法便覧
	粘　度（60℃）　mm²/s	50～300	
	薄膜加熱後の粘度比（60℃）	2 以下	
	薄膜加熱質量変化率　％	6.0 以下	
	組 成 分 析［注］	－	

［注］監督員に測定値を報告する。

表２－２-40 再生用添加剤の品質（オイル系）路上表層再生用

項　目		規 格 値	試 験 方 法
密　度(15℃) [注]	g/cm^3	－	JIS K 2249
引 火 点（ＣＯＣ）	℃	200 以上	舗装調査・舗装試験法便覧
粘　度（60℃）	mm^2/s	50～300	
薄膜加熱後の粘度比（60℃）		2 以下	
薄膜加熱質量変化率	%	6.0 以下	
組 成 分 析 [注]		－	

［注］監督員に測定値を報告する。

表２－２-41 再生用添加剤の品質 プラント再生用

項　目		標準的性状
密　度(15℃) [注５]	g/cm^3	－
動 粘 度（60℃） [注２]	(mm^2/s)	80～1,000
引 火 点 [注３]	℃	250 以上
薄膜加熱後の粘度比（60℃） [注４]		２以下
薄膜加熱質量変化率 [注４]	%	±３以下
組成分析 [注５]		－

［注１］再生用添加剤の品質は、使用実績をもとにアスファルト系及び石油潤滑油系を主体に定めたものである。動植物油系、アスファルト乳剤系等については、使用実績が少ないのでその品質は示していない。

［注２］動粘度（60℃）は、旧アスファルトの針入度等の性状を回復できること及び引火点も考慮して定めたものである。

［注３］引火点は、再生加熱アスファルト混合物製造時における作業の安全性を配慮して示している。

［注４］薄膜加熱後の粘度比及び薄膜加熱質量変化率は、再生用添加剤そのものの耐熱性を評価するために示している。

［注５］監督員に測定値を報告する。密度は旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95ｇ/㎤とすることが望ましい。

共－１－２－２－９ 芝 〈掲載省略〉

共－１－２－２－１０ 目地材料 〈掲載省略〉

共－１－２－２－１１ 塗料 〈掲載省略〉

共－１－２－２－１２ 道路標識及び区画線

１　道路標識〈掲載省略〉

２　区画線の品質は、表２－２－44 の規格に適合するものとする。

表２－２－44　溶着式路面標示の材料規格

材　　料	規　　格
溶 融 用 ペ イ ン ト	JIS K 5665（路面標示用塗料（溶融用）３種１号）

共－１－２－２－１３ その他

１　エポキシ系樹脂接着剤は、接着、埋込み、打継ぎ、充填、ライニング注入等は設計図書によるものとする。

２　合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。

JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）

JIS K 6742（水道用硬質ポリ塩化ビニル管）

JIS K 6745（プラスチック－硬質ポリ塩化ビニル板）

JIS K 6761（一般用ポリエチレン管）

JIS K 6762（水道用ポリエチレン二層管）

JIS K 6773（ポリ塩化ビニル止水板）

JIS A 6008（合成高分子系ルーフィングシート）

JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）

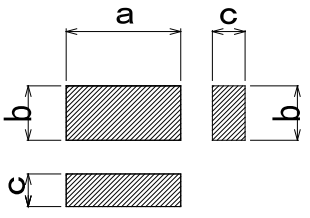
３　れんが・焼過れんが

（１）　普通れんがは、JIS R 1250（普通れんが）の規格に合格したものを使用しなければならない。なお、表層及び表面仕上げに使用する場合は、特に指定のない限り２種を使用しなければならない。

（２）　焼過れんがは表２－２－45 に示す規格に適合し、形状良好でワレやキズの少ないものでなければならない。なお試験方法及び検査は、JIS R 1250（普通れんが）の規格による。また隣接して同種類や同色のカラーがある場合は、色調が合うよう配慮しなければならない。

表２－２－45　焼過れんがの規格

		a	b	c
寸法（㎜）	定形	210	100	60
	許容差	±5.0	±3.0	±2.5
圧縮強度	33MPa（330kgf/cm2 以上）			
質量	2.40kg/個以上			
吸水率	15%以下			



4 ブロック舗装工用舗装材

受注者は、設計図書によって定められた形状寸法、仕上げ、目地幅、種類構造及び配置は厳守しなければならない。

受注者は、使用材料については、道－２－３－11 ブロック舗装工（大阪市建設局工事請負共通仕様書）の規定により滑り抵抗値を測定するものとする。

ブロック舗装工で使用する材料は、次の規定によるものとする。

（1）インターロッキングブロックは、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）の規格及びインターロッキングブロック舗装設計施工要領（インターロッキングブロック舗装技術協会）の規定によるものとする。なお、設計図書において標準色と指定した場合は、ナチュラル（グレー）、黒、白、赤、緑、黄、の 6 色より監督員が指示するものとする。

（2）コンクリートブロック平板及びテラゾブロック平板

① コンクリートブロック平板は、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）の規格によるものとする。

② テラゾブロック平板（研磨タイプ・研磨ショットタイプ含む。）は、JIS A 5411（テラゾ）の規格によるものとする。

③ テラゾブロック平板の形状・寸法は、設計図書によるものとする。なお、舗設前にテラゾブロック平板の見本品を作製し、色、形状等について監督員の承諾を得なければならない。

（3）保水性ブロックは、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）の規格によるものとする。

5　石材（花崗石）は、JIS A 5003（石材）に準じて切出したもので、次の規定に適合しなければならない。

（1）寸法の不正確、そり、き裂、むら、腐れ、欠け及びへこみなどの欠点がほとんどないものでなければならない。

（2）歩車道境界ブロックの天面及び車道側の側面は２回ビシャン仕上げとし、その他の面はノミで切下げるのを原則とする。

（3）地先境界ブロック及び舗装境界ブロックの天面の仕上げは設計図書によるものとし、両側面及び両端部は、特に仕上げを必要としないが、ダイヤモンドカッターによる切断面とする。

（4）歩車道境界ブロック（花崗石)、地先境界ブロック（花崗石）及び舗装境界ブロック（花崗石）の形状寸法は、大阪市建設局工事請負共通仕様書　添付資料　道路工事標準設計図集（ ５．道路附属施設工(２)縁石工 ）によるものとする。ただし、面取りはしないものとする。

（5）道路境界標柱石

① 著しい赤褐色を帯びたり腐食の斑点を帯びるなどの欠点がないものでなければならない。

② 折損のおそれがある節目があってはならない。

③ 品質が脆弱で外皮が付着したものであってはならない。

④ 寸法は、18cm 角、高さ 40cm とする。

⑤ 天面はバーナー仕上げとし、側面４面は特に仕上げを必要としないが、ダイヤモンドカッターによる切断面とする。

⑥ 各辺は直角にするものとする。

第３章 無筋・鉄筋コンクリート

第１節 適用

１　本章は、無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用するものとする。

２　本章に特に定めのない事項については、「第２章工事材料」の規定によるものとする。

３　受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については「コンクリート標準示方書（施工編）」のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

４　受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官通達）及び「アルカリ骨材反応抑制対策についての運用について」（国土交通省官房技術調査課長通達）を遵守し、アルカリシリカ骨材反応抑制対策の適合を確認しなければならない。

第２節 適用すべき諸基準

１　受注者は設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類（最新版）によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

・土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）
・土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）
・土木学会 コンクリートのポンプ施工指針
・国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について
・国土交通省「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について
・土木学会 鉄筋定着・継手指針
・公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事
・機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン
・流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会　流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン
・機械式鉄筋継手工法技術検討委員会　現場打ちコンクリート構造物に適応する機械式鉄筋継手工法ガイドライン
・棟梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会　コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン
・棟梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会　コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン

・道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会　プレキャストコンクリート構造物に適応する機械式鉄筋継手工法ガイドライン

2　受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。

（1）　鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量（Cl^-）は、0.30kg/m³以下とする。

（2）　プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウト及びオートクレーブ養生を行う製品における許容塩化物量（Cl^-）は0.30kg/m³以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。

（3）　アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量（Cl^-）は0.30kg/m³以下とする。

3　受注者は、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリシリカ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

第3節 レディーミクストコンクリート

共－1－3－3－1 一般事項

本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を適用する。

共－1－3－3－2 工場の選定

1　受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場（産業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（以下「JISマーク表示認証工場」））で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条第3、4項の規定によるものとする。

2　受注者は、JIS マーク表示認証工場で製造され JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合試験に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、工事検査時までに監督員に提出しなければならない。

3　受注者は、JIS マーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認のうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

4　受注者は、JIS マーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及び JIS マーク表示認証工場であっても JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び共－１－３－５－４材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験への臨場、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する資料により監督員の確認を得なければならない。

5　受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。

共－１－３－３－３ 配合

1　受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカービリティーをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。

2　受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表３－３－１の示方配合表を作成し、その資料により監督員の確認を得なければならない。ただし、すでに使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事（公共工事に限る）の配合表によることができる。

3　受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては 55%以下、無筋コンクリートについては 60%以下とする。

表３－３－１ 示方配合表

粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	水ｾﾒﾝﾄ比 W/C(%)	空気量 (%)	細骨材率 (%)	単位量 (kg/m³)					
					水 W	ｾﾒﾝﾄ C	混和材 F	細骨材 S	粗骨材 G	混和剤 A

4　受注者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、５㎜ ふるいに留まる細骨材の量、５㎜ふるいを通る粗骨材の量及び混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。

5　受注者は、使用する材料の変更、示方配合の修正が必要と認められる場合には、第２項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督員の確認を得なければならない。

6　受注者は、セメント混和材料を、使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督員の確認を得なければならない。

第４節 コンクリートミキサー船 〈掲載省略〉

第５節 現場練りコンクリート

共－１－３－５－１ 一般事項

本節は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。

共－１－３－５－２ 材料の貯蔵

1　受注者は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵しなければならない。また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用してはならない。

2　受注者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器または防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。

3　受注者は、ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。

共－１－３－５－３ 配合

受注者は、コンクリートの配合については、共－１－３－３－３配合の規定によるものとする。

共－１－３－５－４ 材料の計量及び練混ぜ

１ 計量装置

（１） 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする、なお、受注者は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、監督員に報告しなければならない。

（２） 受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。

２ 材料の計量

（１）計量は、現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくは JIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）または監督員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。

（２）受注者は、共－１－３－３－３配合で定めた示方配合を現場配合に修正した場合は、その都度、監督員に通知しなければならない。

（３）計量値の許容差は、１回計量分に対し、「表３－５－１計量値の許容差」の値以下とする。

（４）連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。

その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表３－５－１計量値の許容差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。

（５）材料の計量値は、自動記録装置により記録しなければならない。

表３－５－１ 計量値の許容差

材料の種類	許容誤差（%）
水	±1
セメント	±1
骨材	±3
混和材	±2※
混和剤	±3

※高炉スラグ微粉末の場合は、±1（%）以内

（6）受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。

（7）受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をうすめるのに用いた水は、練り混ぜ水の一部としなければならない。

3 練混ぜ

（1）受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式又は強制練りバッチミキサ及び連続ミキサを使用するものとする。

（2）受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。

（3）受注者は、JIS A 8603-1（コンクリートミキサー第 1 部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第 2 部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

（4）受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。

やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサを用いる場合 1 分 30 秒、強制練りバッチミキサを用いる場合 1 分とするものとする。

（5）受注者は、あらかじめ定めた練混ぜ時間の 3 倍以内で練混ぜを行わなければならない。

（6）受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければミキサ内に新たに材料を投入してはならない。

（7）受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。

（8）ミキサは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。

（9）受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。

(10) 受注者は、コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行わなければならない。

(11) 受注者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練り混ぜなければならない。

第６節 運搬・打設

共－１－３－６－１ 一般事項

本節は、コンクリートの運搬及び打設に関する一般的事項を取り扱うものとする。

共－１－３－６－２ 準備

１　受注者は、レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておかなければならない。

２　受注者は、コンクリート打設が潮待ち作業となる場合、打設に要する時間と潮位の関係を十分に把握し、施工しなければならない。

３　受注者は、コンクリートの打込み前に型枠、鉄筋等が設計図書に従って配置されていることを確かめなければならない。

４　受注者は、打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定しなければならない。また、コンクリートと接して吸水のおそれのあるところは、あらかじめ湿らせておかなければならない。

共－１－３－６－３ 運搬

１　受注者は、コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬しなければならない。

２　受注者は、材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬しなければならない。

３　受注者は、運搬車の使用にあたって、練り混ぜたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさずに、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

共－１－３－６－４ 打設

１　受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が 25℃を超える場合で 1.5 時間、25℃以下の場合で２時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は 1.5 時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。なお、この時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。

２　受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が４℃を超え 25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、本章「第９節暑中コンクリート、第 10 節寒中コンクリート」の規定によらなければならない。

3　受注者は、１回の打設で完了するような小規模構造物を除いて１回（１日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。ただし、受注者はこれを変更する場合には、施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。

4　受注者は、コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意しなければならない。

共－１－３－６－５ 締固め

1　受注者は、コンクリート締固めに際し、棒状バイブレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠バイブレーターを使用しなければならない。

2　受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。

3　受注者は、コンクリートを２層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に 10 ㎝程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。

共－１－３－６－６ 沈下ひびわれに対する処置 〈掲載省略〉

共－１－３－６－７ 打継目 1　打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の性能を損なわないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。

2　受注者は、伸縮継目の目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合、瀝青系目地材料厚は１㎝、施工間隔 10m程度とする。

共－１－３－６－８ 表面仕上げ

1　受注者は、せき板に接して露出面となるコンクリートの仕上げにあたっては、平らなモルタルの表面が得られるように打込み、締固めをしなければならない。

2　受注者は、せき板に接しない面の仕上げにあたっては、締固めを終り、ならしたコンクリートの上面に、しみ出た水がなくなるかまたは上面の水を処理した後でなければ仕上げ作業にかかってはならない。

3　受注者は、コンクリート表面にできた突起、すじ等はこれらを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート、またはモルタルのパッチングを施し平らな表面が得られるように仕上げなければならない。

共－１－３－６－９ 養生

１　受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。

２　受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や

養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表３－６－１を標準とする。

なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表３－６－１に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。

表３－６－１ コンクリートの標準養生期間

日平均気温	高炉セメントＢ種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント
15℃以上	７日	５日	３日
10℃以上	９日	７日	４日
5℃以上	１２日	９日	５日

［注］寒中コンクリートの場合は、本章「第 10 節寒中コンクリート」の規定による。
養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことをいう。

３　受注者は、温度制御養生を行う場合には、温度制御方法及び養生日数についてコンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して、養生方法を施工計画書に記載しなければならない。

４　受注者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、膜養生を行う場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

第７節 鉄筋工 〈掲載省略〉

第８節 型枠・支保

共－１－３－８－１ 一般事項

本節は、型枠・支保として構造、組立て、取り外しその他これらに類する事項について定めるものとする。

共－１－３－８－２ 構造

1　受注者は、型枠・支保をコンクリート構造物の位置及び形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造としなければならない。

2　受注者は、特に定めのない場合はコンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。

3　受注者は、型枠を容易に組立て及び取り外すことができ、せき板またはパネルの継目はなるべく部材軸に直角または平行とし、モルタルの漏れない構造にしなければならない。

4　受注者は、支保の施工にあたり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。

5　受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。

共－１－３－８－３ 組立て

1　受注者は、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、これらの締付け材を型枠取り外し後、コンクリート表面に残しておいてはならない。

2　受注者は、型枠の内面に、はく離剤を均一に塗布するとともに、はく離剤が、鉄筋に付着しないようにしなければならない。

3　受注者は、型枠・支保の施工にあたり、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が確保され、工事目的物の品質・性能が確保できる性能を有するコンクリートが得られるように施工しなければならない。

共－１－３－８－４ 取り外し

1　受注者は、型枠・支保の取り外しの時期及び順序について、設計図書に定められていない場合には、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、セメントの性質、コンクリートの配合、構造物の種類とその重要性、部材の種類及び大きさ、部材の

受ける荷重、気温、天候、風通し等を考慮して、取り外しの時期及び順序の計画を、施工計画書に記載しなければならない。

2　受注者は、コンクリートがその自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠・支保を取り外してはならない。

3　受注者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。

第９節 暑中コンクリート

共－１－３－９－１ 一般事項

1　本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、本章「第３節レディーミクストコンクリート、第４節コンクリートミキサー船、第５節現場練りコンクリート及び第６節運搬・打設」の規定によるものとする。

2　受注者は、日平均気温が 25℃を超えることが予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行わなければならない。

3　受注者は、コンクリートの材料の温度を、品質が確保できる範囲内で使用しなければならない。

共－１－３－９－２ 施工

1　暑中コンクリートにおいて、減水剤、ＡＥ減水剤、流動化剤等を使用する場合は JIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。なお、受注者は、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確かめ、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。

2　受注者は、コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水するおそれのある部分は十分吸水させなければならない。また、型枠及び鉄筋等が直射日光を受けて高温になるおそれのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じなければならない。

3　打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。

4　受注者は、コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりすることの少ない装置及び方法により運搬しなければならない。

5　受注者は、コンクリートの練混ぜから打設終了までの時間は、1.5 時間を超えてはならない。

６　受注者は、コンクリートの打設をコールドジョイントが生じないよう行わなければならない。

共－１－３－９－３ 養生

受注者は、コンクリートの打設を終了後、速やかに養生を開始し、コンクリートの表面を乾燥から保護しなければならない。また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打ち込み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがあるので、直射日光、風等を防ぐために必要な処置を施さなければならない。

第１０節 寒中コンクリート

共－１－３－１０－１ 一般事項

１　本節は、寒中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めない事項は、本章「第３節レディーミクストコンクリート、第４節コンクリートミキサー船、第５節現場練りコンクリート及び第６節運搬・打設」の規定によるものとする。

２　受注者は、日平均気温が４℃以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行わなければならない。

３　受注者は、寒中コンクリートの施工にあたり、材料、配合、練混ぜ、運搬、打込み、養生、型枠・支保についてコンクリートが凍結しないように、また寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるようにしなければならない。

共－１－３－１０－２ 施工

１　受注者は寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。

（１）受注者は、凍結しているか、又は氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。

（２）受注者は、材料を加熱する場合、水又は骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ過度に乾燥しない方法によるものとする。

（３）受注者は、ＡＥコンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、使用前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

２　受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの練りまぜ、運搬及び打込みを行わなければならない。

３　受注者は、打込み時のコンクリートの温度を、構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、５～20℃の範囲に保たなければならない。

4　受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサに投入する順序を設定しなければならない。

5　受注者は、鉄筋、型枠等に氷雪が付着した状態でコンクリートを打設してはならない。また、地盤が凍結している場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打設しなければならない。

6　受注者は、凍結融解によって害を受けたコンクリートを除かなければならない。

共－１－３－１０－３ 養生

1　受注者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配合、構造物の種類及び大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画しなければならない。

2　受注者は、コンクリートの打込み終了後直ちにシートその他材料で表面を覆い、養生を始めるまでの間のコンクリートの表面の温度の急冷を防がなければならない。

3　受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。

4　受注者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが局部的に乾燥または熱せられることのないようにしなければならない。また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させてはならない。

5　受注者は、養生中のコンクリートの温度を５℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、特に監督員が指示した場合のほかは、表３－10－１の値以上とするものとする。

なお、表３－10－１の養生期間の後、さらに２日間はコンクリート温度を０℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表３－６－１に示す期間も満足する必要がある。

表３－10－１ 寒中コンクリートの温度抑制養生期間

5℃以上の温度抑制養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日
	10℃	3日	2日	4日

注:水セメント比が 55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。

第１１節 マスコンクリート 〈掲載省略〉

第１２節 水中コンクリート 〈掲載省略〉

第１３節 水中不分離性コンクリート 〈掲載省略〉

第１４節 プレパックドコンクリート 〈掲載省略〉

第１５節 袋詰コンクリート 〈掲載省略〉

第１６節 超速硬コンクリート 〈掲載省略〉